

平成30年度  
(2018)



平成39年度  
(2027)

# 小平市 子ども・若者計画

子ども・若者が夢と希望をもって、  
自分らしく自立し躍動できる こだいら をめざして



平成30年3月  
小平市  
Kodaira City



# 子ども・若者計画の 策定にあたって

子ども・若者が、夢と希望をもって、  
自分らしく自立できることを願って



近年、少子高齢化や情報化、グローバル化などが想像を超えるスピードで進み、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような中、国内外の様々な分野で活躍する若者の姿を目にする機会が増える一方で、自分の力だけでは容易に解決できない貧困や虐待など困難を抱える子ども・若者の実態が明らかになっています。

小平市では、昭和 39 年に地域の自主的な組織として青少年対策地区委員会が発足して以来、熱意ある方々による青少年のための取組が活発に行われ、平成 15 年 3 月に策定した「小平市青少年育成プラン」とともに、市の青少年健全育成を牽引してきました。現行の「第 2 次小平市青少年育成プラン」の計画期間終了を受けてこのたび策定した「小平市子ども・若者計画」は、これまでの成果を継承しながら、困難を抱える子ども・若者の支援と、すべての子ども・若者の社会的自立に重点を置いた新たな計画へと転換を図ったものです。

子ども・若者は社会に活力と希望を与えてくれる宝であり、その健やかな成長を地域、社会一丸となって応援することは、私たち大人の責務です。小平市には、これまで培ってきた地域ぐるみで青少年を育成する土壌があり、それを支えてくださる多くの方々がいらっしゃいます。昨今の子ども・若者や家族の抱える問題が複雑で多様化する中、子ども・若者の将来を見据え、本計画の基本理念“子ども・若者が夢と希望をもって、自分らしく自立し躍動できる こだいら をめざして”の実現に、より一層みなさまのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた青少年問題協議会委員をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民と関係者のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

小平市長

小林正則



## 目次

<b>第 1 章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>001</b>
1-1	計画策定の背景と目的 国の動向 / 東京都の動向 / これまでの小平市の取組	3
1-2	計画の位置づけ	6
1-3	計画の対象	7
1-4	計画の期間	8
1-5	計画の策定方法 計画の策定体制 / 実態把握 / 市民からの意見の収集	9
<b>第 2 章</b>	<b>子ども・若者を取り巻く小平市の現状と課題</b>	<b>011</b>
2-1	統計・調査結果から見える小平市の子ども・若者の現状 子ども・若者の人口と世帯の現状 / 子ども・若者の意識・実態 / 困難を抱えた子ども・若者の状況 / 家庭・地域・社会環境 / 小平市の青少年施策に求めること	13
2-2	子ども・若者を取り巻く小平市の主な課題 子ども・若者自身の力を伸ばす育成 / 子ども・若者がチャレンジできる環境 / 子ども・若者に直接届く支援 / 子ども・若者を支える家庭への支援の充実 / 子ども・若者の成長を支える地域と担い手の育成	43
<b>第 3 章</b>	<b>計画の「理念」・「目標」</b>	<b>047</b>
3-1	基本理念	49
3-2	基本目標	50
3-3	基本的な視点	51
3-4	計画の体系図	52
<b>第 4 章</b>	<b>施策の展開</b>	<b>055</b>
基本目標 1	子ども・若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって 社会を生き抜く力を育てます 自ら学び行動する力の向上 / 体験や交流を通じた自立に必要な力の育成 / やりがいを持って働く力の育成	57
基本目標 2	子ども・若者がチャレンジできる環境を整備します チャレンジを目指す子ども・若者の支援 / チャレンジできる気運の醸成	63
基本目標 3	子ども・若者に直接届く支援をします 子ども・若者に寄り添う相談体制の整備 / 学び・暮らしの支援 / 困難な状況ごとの支援	65
基本目標 4	子ども・若者を支える家庭を支援します 家庭における親育ちを応援 / 経済的困難を抱える家庭に対する支援 / 適切な支援につなぐ相談機能の強化	72
基本目標 5	子ども・若者の成長を支える地域とその担い手が育つ 環境を整備します 地域との連携の推進 / 安全・安心な環境の整備 / 地域における多様な担い手の活用と育成	77
別 掲	子どもの貧困対策 教育の支援 / 生活の支援 / 保護者に対する就労支援 / 経済的支援 / 施策展開における共通課題とそれに対する取組	82

**第 5 章 計画の推進** 091

- 5-1 推進体制** . . . . . 93  
小平市子ども・若者計画庁内検討委員会 / 地域・関係団体等との連携  
/ 国・東京都との連携
- 5-2 計画の進行管理** . . . . . 93

**資料編** 095**用語解説**

- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 小平市青少年問題協議会条例
- 小平市青少年問題協議会 委員名簿
- 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会設置要綱
- 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会 構成課
- 小平市子ども・若者計画策定経過

**※「こども」の表記について**

小平市では、国や東京都の法令、計画等の名称を除き、「子ども」を統一的に用いています。

## 計画の基本的な考え方

- 1-1 計画策定の背景と目的
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画の対象
- 1-4 計画の期間
- 1-5 計画の策定方法



# 計画策定の背景と目的

## 1 国の動向

### ■ 青少年育成施策大綱の策定

少子高齢化や都市化、情報化など社会の急激な変化に伴い、青少年の非行、不登校、ひきこもり、児童虐待などの様々な問題が深刻化し、若者の社会的自立の遅れが生じ、新たに大きな問題となりました。

このような状況の中で、21世紀を担う青少年の健全な育成のための基本理念と、おおむね5年を目途とする中長期的な方向性を示すものとして、平成15（2003）年12月に「青少年育成施策大綱」が初めて策定されました。

### ■ 子ども・若者育成支援推進法の施行と子ども・若者ビジョンの策定

「青少年育成施策大綱」策定後も、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境が悪化し、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるとして、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と困難を抱える若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成22（2010）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン」（子ども・若者育成支援推進大綱）が策定されました。（「青少年育成施策大綱」の廃止）

これまでの青少年施策は、おおむね30歳未満を対象としていましたが、新しい法律と大綱では、雇用など特定の施策分野においては40歳未満までを対象とし、すべての子ども・若者の成長・自立を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服できるよう支援することとしています。

### ■ 新たな子供・若者育成支援推進大綱の策定

「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過し、子ども・若者をめぐり、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなどの様々な問題が複合的に絡み複雑で多様な状況となっていることを踏まえ、子ども・若者ビジョンの見直しが行われ、新たな大綱が平成28（2016）年2月に策定されました。

### ■ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行と子供の貧困対策に関する大綱の決定

子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成21（2009）年に15.7%、平成24（2012）年に16.3%に上昇し、平成27（2015）年に13.9%と12年ぶりに改善しましたが、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。

このような中、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26（2014）年1月に施行されました。また、同年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等が定められました。

## 2 東京都の動向

### 東京都子供・若者計画の策定

平成27（2015）年8月に、すべての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「東京都子供・若者計画」が策定されました。

計画の策定に先立ち、平成26（2014）年3月には、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく「東京都子供・若者支援協議会」が設置されています。

## 3 これまでの小平市の取組

### 青少年問題協議会の設置

昭和36（1961）年4月に、地方青少年問題協議会法に基づき、青少年問題に関する総合施策の樹立について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るため、市長の附属機関として青少年問題協議会を設置しました。

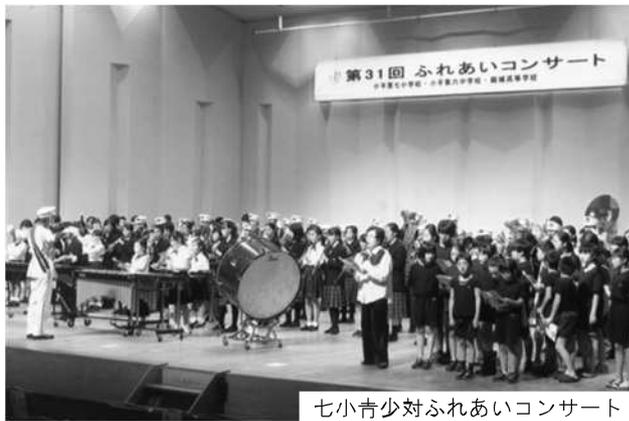
小平市の青少年施策の基本方針は、平成15（2003）年度に「小平市青少年育成プラン」が策定されるまでの間、同協議会において策定されてきました。

### 小平市青少年育成プランの策定

平成15（2003）年3月に「小平市新長期総合計画・後期基本計画」における青少年育成部門の計画として、「小平市青少年育成プラン」を策定しました。また、平成20（2008）年3月には、青少年育成施策大綱の策定など国の動向や社会情勢の変化を踏まえた「第2次小平市青少年育成プラン」に改定しました。



小平市青少年育成プラン



## ■ 青少年対策地区委員会（青少対）の設置

昭和 39（1964）年 11 月に、青少年問題に関する地域活動の強化を図るため、地域の自主組織として、中学校通学区域単位で青少年対策地区委員会を設置しました。その後、昭和 57（1982）年度に、小学校通学区域を地区単位として、20 地区の青少年対策地区委員会が発足しました。平成 13（2001）年の小川東小学校の廃校に伴い、現在は 19 地区となっています。

青少年対策地区委員会では、地域の特長を活かした継続性のある活動が活発に展開されています。

## ■ 小平市子ども・若者計画の策定

小平市では、これまで国の青少年育成施策大綱に先駆け「小平市青少年育成プラン」を策定するとともに、青少年対策地区委員会をはじめとした地域に根差した様々な青少年施策を推進してきました。

「第 2 次小平市青少年育成プラン」が平成 29 年度末で終了することから、これまでの取組の成果を継承するとともに、昨今の子ども・若者をめぐる問題に的確に対応するため、今後の小平市の子ども・若者育成支援施策の方向性を示す「小平市子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定し、施策を総合的・体系的に推進していきます。

# 1-2

## 第1章 計画の基本的な考え方

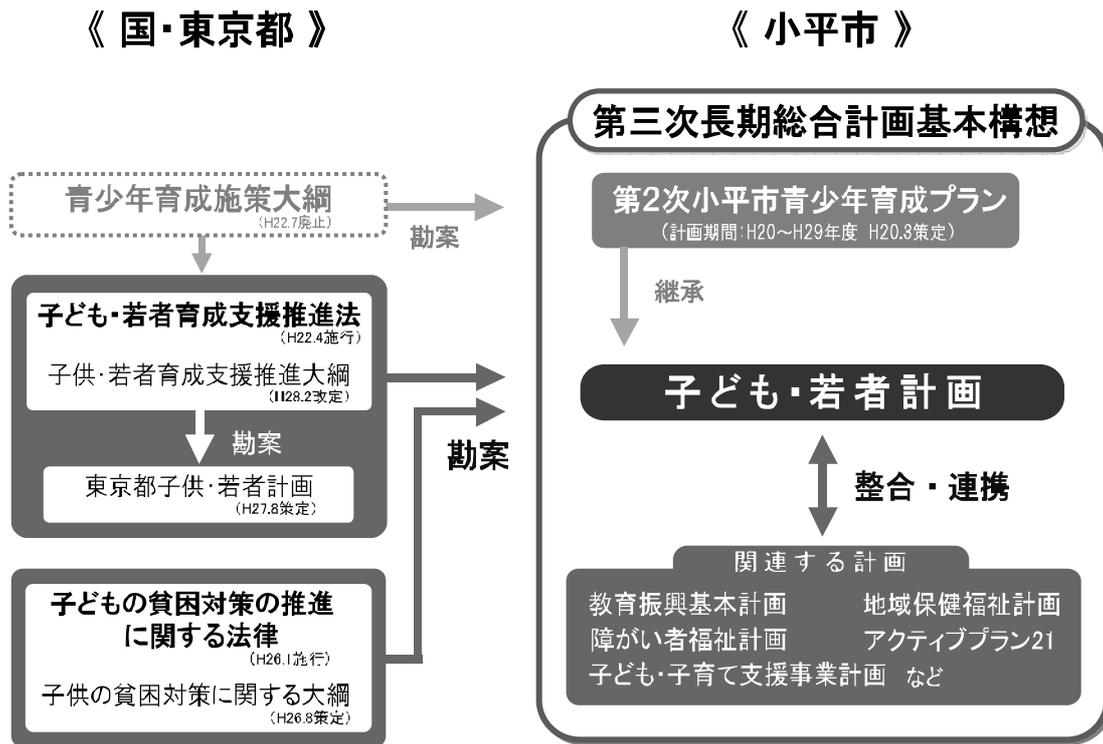
# 計画の位置づけ

本計画は、平成22（2010）年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づくとともに、「小平市第三次長期総合計画基本構想」における青少年育成部門の計画である「第2次小平市青少年育成プラン」を引き継ぐものです。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案した小平市の子どもの貧困対策と位置づけます。

さらに、本計画は、「小平市教育振興基本計画」、「小平市地域保健福祉計画」、「小平市障がい者福祉計画」、「小平アクティブプラン21」、「小平市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する計画と整合・連携を図ります。

### ■ 計画の関連図



#### 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(市町村子ども・若者計画)を作成するよう努めるものとする。

# 1-3

## 第1章 計画の基本的な考え方

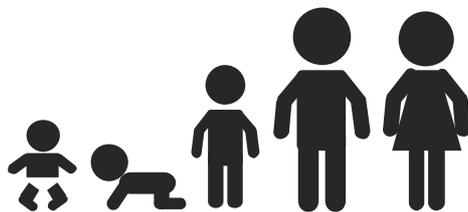
### 計画の対象

本計画では、「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、0歳から30歳未満まで、施策によって40歳未満までを対象としますが、乳幼児期から学童期（0歳から12歳）までは「小平市子ども・子育て支援事業計画」の対象であることから、特に思春期から青年期（12歳（中学生）から30歳未満）までの子ども・若者を主な対象とします。

なお、子ども・若者育成支援推進法に基づき、従前の「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用し、各種法令や施策の内容によっては「青少年」「少年」等の言葉を併用します。

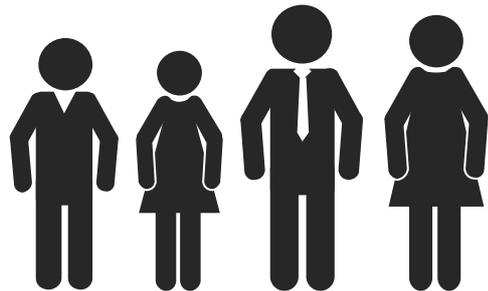
#### ■ 主な対象

##### — 小平市子ども・子育て支援事業計画 —



乳幼児期～学童期 【0歳～12歳（小学生）】

##### — 小平市子ども・若者計画 —



思春期～青年期 【12歳（中学生）～30歳未満】

#### 用語

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を抱えた、40歳未満の者。

# 1-4

## 計画の期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。

今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって施策を推進するとともに、社会・経済状況の変化や国・東京都の動向を勘案しながら、必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行うことがあります。

### ■ 計画の期間

平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	平成 36年度 (2024)	平成 37年度 (2025)	平成 38年度 (2026)	平成 39年度 (2027)
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

### 子ども・若者計画

第三次長期総合計画基本構想

アクティブプラン21

子ども・子育て支援事業計画

地域保健福祉計画

障がい者福祉計画

教育振興基本計画

## 計画の策定方法

## 1 計画の策定体制

本計画は、教育、福祉、保健、雇用など幅広い分野にわたることから、庁内関係課18課で構成する「小平市子ども・若者計画庁内検討委員会」において、検討を行いました。

また、公募市民や青少年に関係する団体を代表する者、学校教育の関係者、学識経験者、関係行政機関の職員で構成する小平市青少年問題協議会で、意見を伺いました。

## 2 実態把握

本計画の策定に先立ち、子ども・若者の日常生活や考えなどの実態を把握し、計画の基礎資料とするため、「小平市子ども・若者の意識・実態調査」を実施しました。

また、小平市教育委員会が小平市教育振興基本計画の進捗状況及び現状を把握するために実施した「小平市の教育に関するアンケート調査」の結果の一部を、計画策定のための資料として活用しました。



小平市子ども・若者の意識・実態調査調査票（学生・一般用）

## 【 調査対象及び調査票の配付・回収状況 】

調査対象	標本数	有効回収数	有効回収率
<b>■ 小平市子ども・若者の意識・実態調査</b>			
・ 16歳以上29歳以下の市民	<b>3,000</b>	<b>934</b>	<b>31.13 %</b>
内訳: 高校生年代(16歳～18歳)	1,000	370	37.00 %
学生・一般(18歳～29歳)	2,000	564	28.20 %
・ 関係団体（関係者）	<b>119</b>	<b>59</b>	<b>49.58 %</b>
<b>■ 小平市の教育に関するアンケート調査※</b>			
・ 小・中学生	<b>1,165</b>	<b>1,140</b>	<b>97.85 %</b>
内訳: 小学校6年生	618	610	98.71 %
中学校1年生	257	247	96.11 %
中学校3年生	290	283	97.59 %

※「小平市の教育に関するアンケート調査」結果一部抜粋

## 3 市民からの意見の収集

本計画の素案に対する意見を、市報や市ホームページ等により広く募集し、計画策定に当たって参考にしました。

実施状況については、P115をご覧ください。





## 子ども・若者を取り巻く 小平市の現状と課題

2-1 統計・調査結果から見える小平市の子ども・若者の現状

2-2 子ども・若者を取り巻く小平市の主な課題



# 2-1

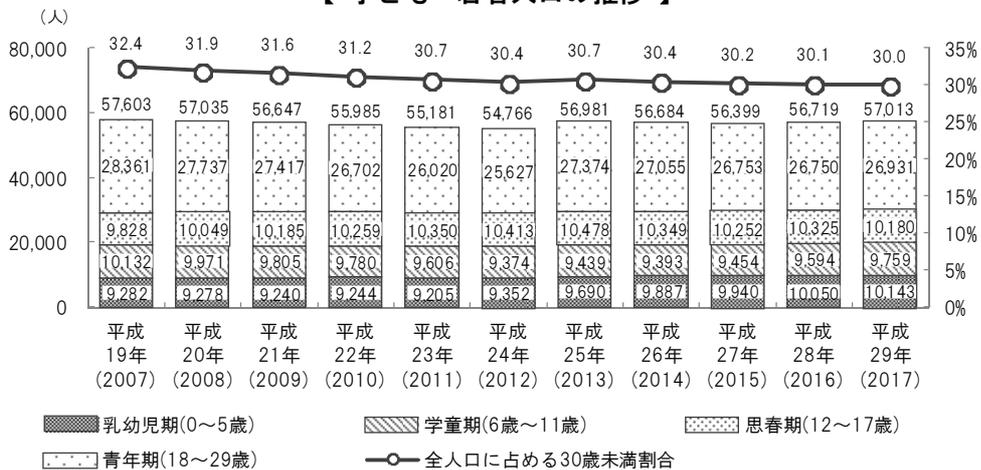
## 統計・調査結果から見える小平市の子ども・若者の現状

### 1 子ども・若者の人口と世帯の現状

#### (1) 子ども・若者の人口

小平市の人口は、189,885人(平成29(2017)年1月1日現在)で、そのうち、子ども・若者(0歳~29歳)の人口は、57,013人と、人口の3割を占めています。直近5年間の子ども・若者人口の推移を見ると、平成27(2015)年までは減少していますが、平成28(2016)年からは増加しています。一方、全人口に占める子ども・若者の割合は、年々減少傾向となっています。

【子ども・若者人口の推移】

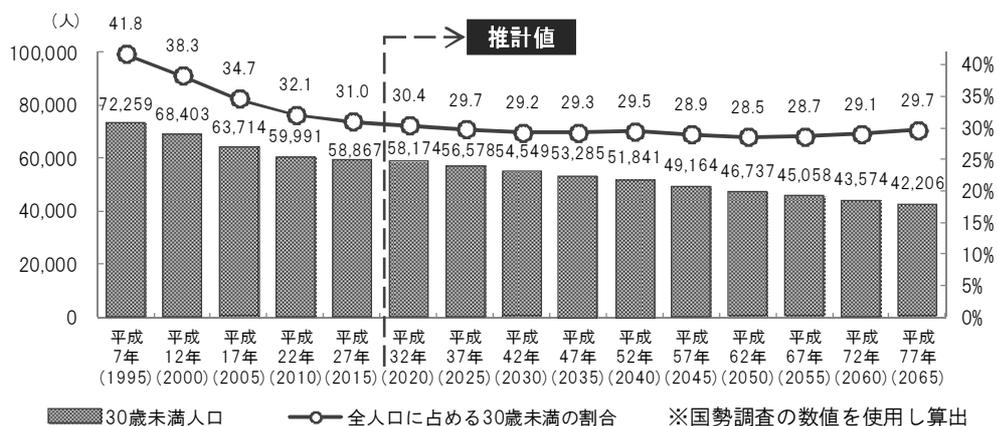


※ 集計方法の変更により平成24年1月1日現在までの住民基本台帳人口は日本人住民のみであるが、平成25年1月1日現在の住民基本台帳人口から外国人住民も含まれる。

【資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)】

小平市が行った子ども・若者の将来人口推計によると、子ども・若者の人口は今後も減少を続け、人口に占める子ども・若者の割合は3割前後で推移する見込みです。

【子ども・若者の人口推計】



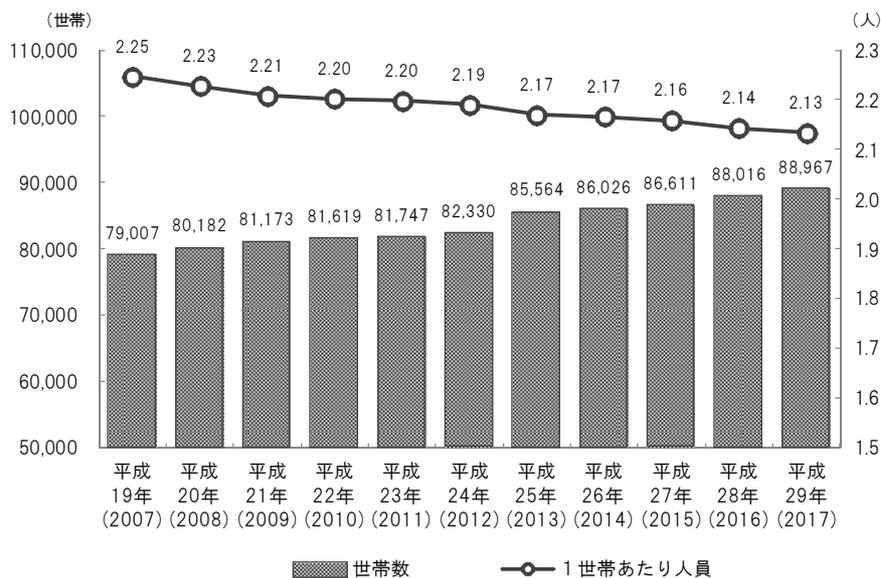
※国勢調査の数値を使用し算出

【資料：小平市人口推計報告書(平成29年)】

## (2) 世帯の状況と推移

小平市の世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの世帯人員は、平成29(2017)年に2.13と年々減少しています。

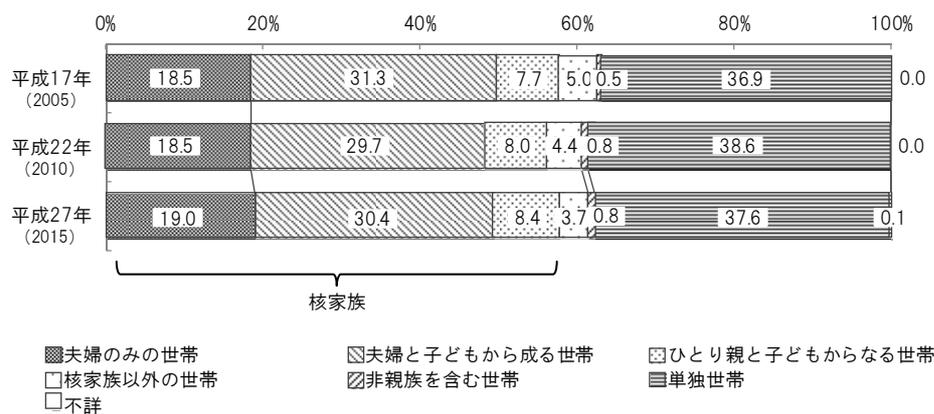
【 世帯数及び世帯人員の推移 】



【 資料：住民基本台帳（各年1月1日現在） 】

家族類型別割合の推移を見ると、平成27(2015)年に夫婦と子どもから成る世帯が30.4%となり、前回調査時より増加しています。一方、単独世帯は、平成27(2015)年に37.6%となり、一般世帯の中で最も多い家族類型となっています。

【 世帯の家族類型別 一般世帯数の割合の推移 】



【 資料：国勢調査 】

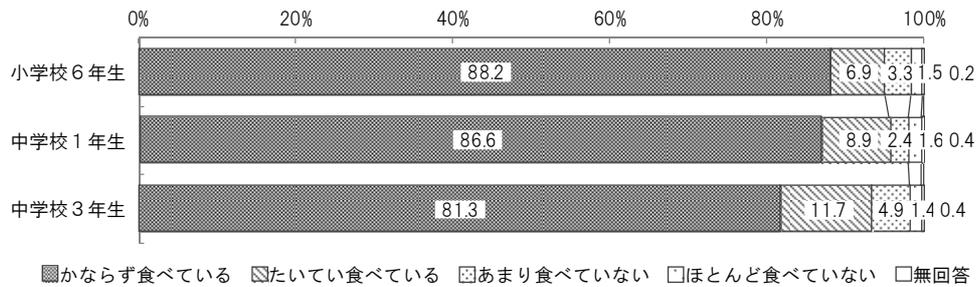
## 2 子ども・若者の意識・実態

### (1) 生活習慣

#### ① 朝食

毎日朝食を食べている小・中学生は、小学校6年生で88.2%となっており、年齢が上がるほど少なくなっています。

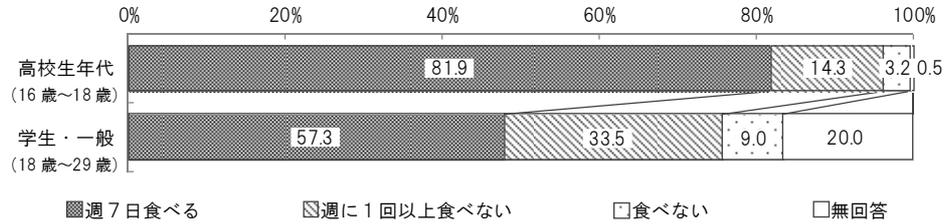
【 学校に行く前に朝ご飯をたべますか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

高校生年代で毎日朝食を食べる割合は、81.9%と中学校3年生とほとんど差はありませんが、18歳以上の若者では、57.3%と少なくなっています。

【 ふだん朝食をどの程度食べているか 】

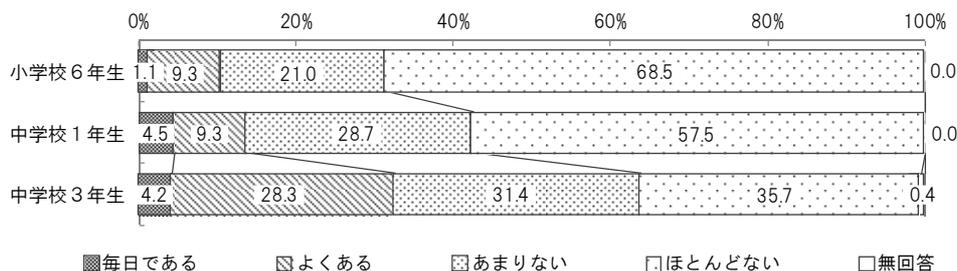


【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

#### ② 孤食

ひとりで夕食を食べることがある小・中学生は、小学校6年生で10.4%となり、学年が上がるほど多くなり、中学校3年生では32.5%となっています。前回の調査（小平市教育委員会平成23（2011）年度実施）と比較すると、中学校3年生でひとりで食べる割合が多くなっています。

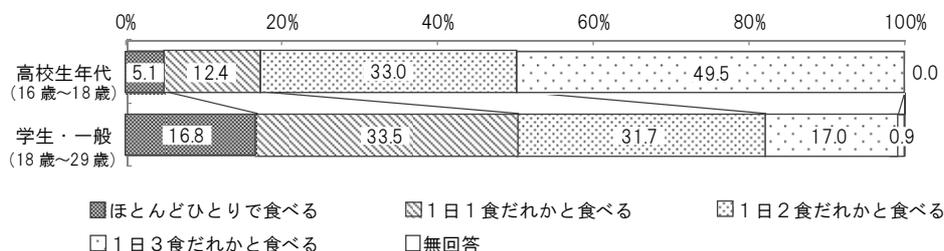
【 ひとりで夕ご飯を食べることがありますか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

1日の食事ではほとんどひとりで食べる人の割合は、高校生年代で5.1%、18歳以上の若者で16.8%となっています。

### 【 1日の食事で誰かと食べる回数 】

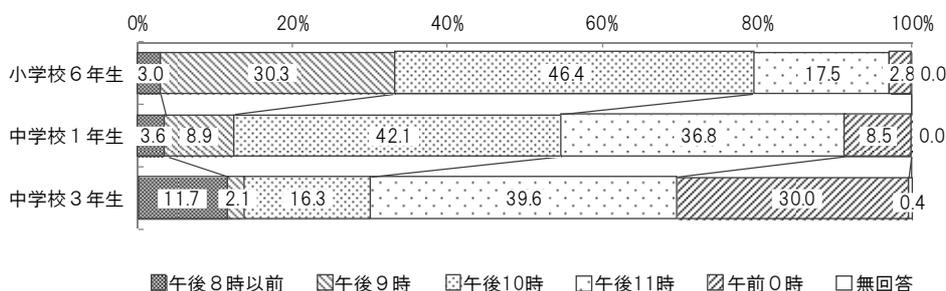


【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

### ③ 就寝時間

普段（月から金曜日まで）の就寝時間は、小学校6年生で「午後10時」が46.4%と多く、中学生になるとさらに夜型の傾向になり、中学校3年生で「午後11時」が39.6%、「午前0時以降」も30.0%と多くなっています。

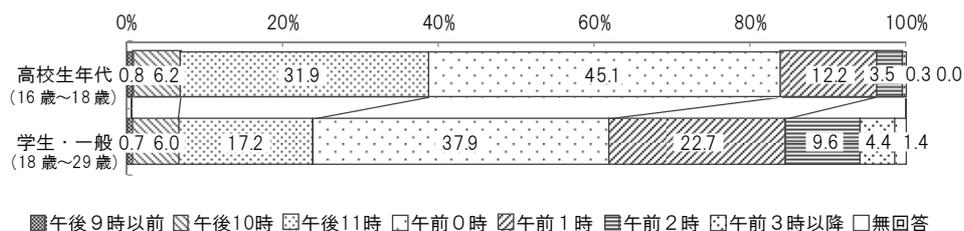
### 【 いつも何時ごろに寝ていますか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

高校生年代で就寝時間は、「午前0時以降」が61.1%、18歳以上の若者が74.6%と、年齢が上がるほど夜型の傾向となっています。

### 【 いつも何時ごろに寝ていますか 】



【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

## (2) 体力

平成 28 (2016) 年度実施の「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」によると、小学校 6 年生では、ソフトボール投げ以外のすべてで東京都平均を上回っています。中学校 3 年生でも同様の結果となっています。

【 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果 (平成 28(2016)年度 平均値) 】

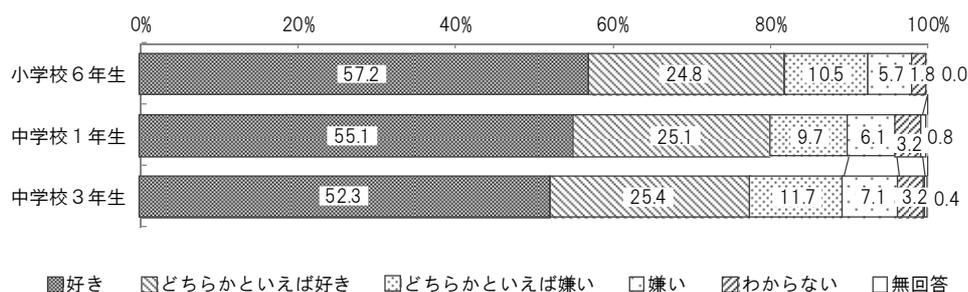
			握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャ トルラン	持久走	50m 走	立ち 幅とび	ソフトボ ール・ハンド ボール投げ
			(kg)	(cm)	(cm)	(回)	(回)	(秒)	(秒)	(cm)	(m)
小学校 6 年生	男	小平市	19.3	22.8	36.5	45.9	65.9		8.7	163.3	25.3
		東京都	19.3	22.0	35.7	45.3	59.1		8.8	161.8	25.4
	女	小平市	19.4	21.1	41.7	43.4	51.7		9.0	156.2	15.2
		東京都	19.1	20.4	40.8	42.9	45.9		9.1	153.7	14.8
中学校 3 年生	男	小平市	33.9	29.6	47.8	56.8		364.4	7.5	211.6	22.8
		東京都	33.6	29.5	45.1	54.9		373.2	7.6	208.4	22.8
	女	小平市	25.1	25.7	47.5	49.1		284.5	8.6	174.2	13.3
		東京都	24.7	24.5	46.3	47.5		290.9	8.7	170.0	13.2

【 資料：東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査 】

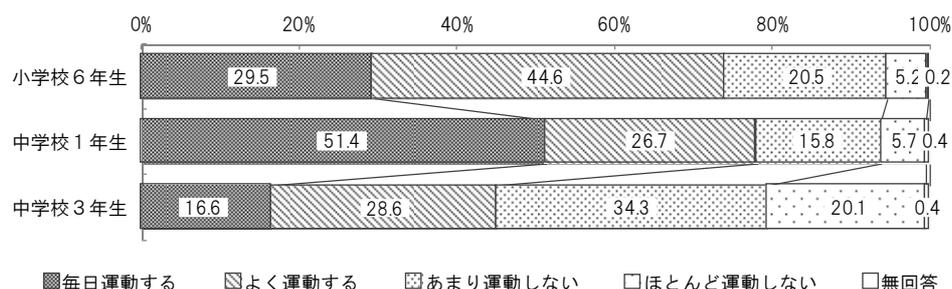
また、「小平市の教育に関するアンケート調査」結果では、小・中学生で「運動することが好き」な人の割合は、7割を超えています。学年が上がるほど少なくなる傾向にあります。

「学校の授業以外で運動をしない」人は、学年が上がるほど多くなる傾向にあり、中学校 3 年生で約 2 割となっています。

【 運動することが好きですか 】



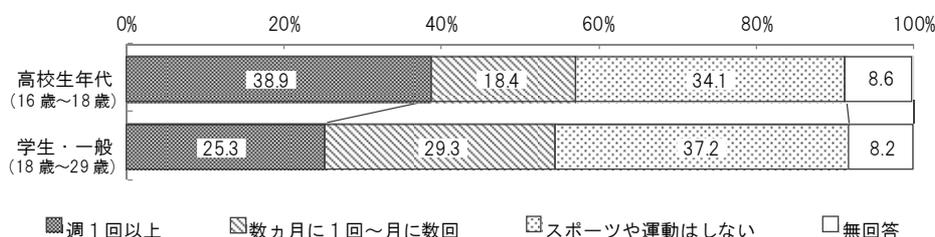
【 学校の授業以外で運動しますか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

「子ども・若者の意識・実態調査」結果では、高校生以上の若者で、「スポーツや運動をしない」人が3割を超えています。

【 どのくらいの頻度でスポーツや運動をしますか 】



【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

### (3) 学力

平成28（2016）年度実施の「全国学力・学習状況調査」によると、各教科の平均正答率は、小学校6年生で東京都を下回りましたが、全国と比較すると上回っています。中学校3年生では、東京都、全国の前年正答率を上回っています。

【 全国学力・学習状況調査における平均正答率 】

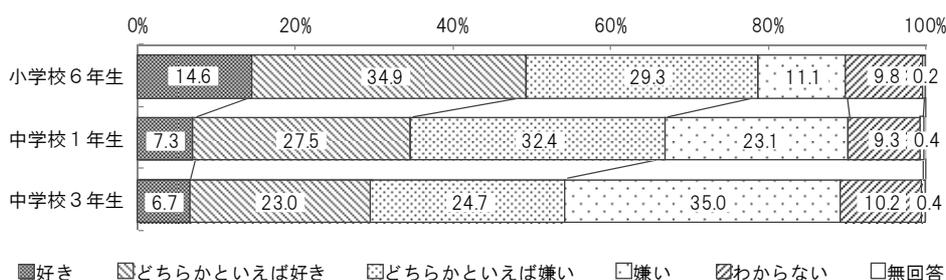
		小学校6年生				中学校3年生			
		国語		算数		国語		数学	
		A	B	A	B	A	B	A	B
平成28年度 (2016) 平均正答率	小平市	73.0	59.2	78.7	49.3	77.8	70.4	64.4	46.4
	東京都	73.8	59.8	79.4	49.8	76.9	68.6	63.5	45.6
	全国	72.9	57.8	77.6	47.2	75.6	66.5	62.2	44.1

【 資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省） 】

また、「小平市の教育に関するアンケート調査」結果では、小・中学生で「勉強が好き」な人の割合は、小学校6年生で最も多く49.5%となっています。その割合は学年が上がるほど少なくなる傾向にあります。

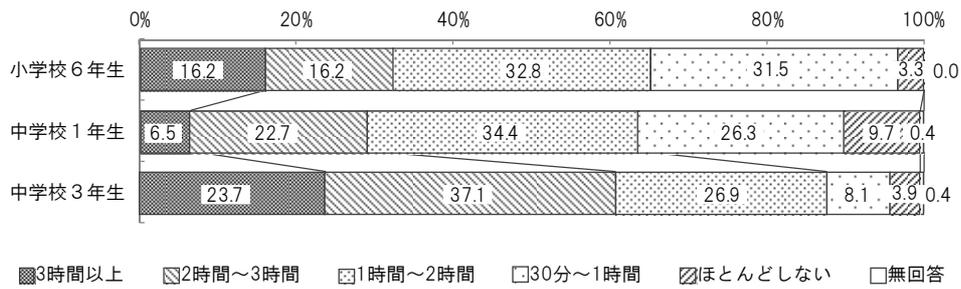
1日に1時間以上勉強している人の割合は、おおむね学年が上がるほど多くなる傾向にあります。中学校1年生では「ほとんどしない」が9.7%となっています。

【 勉強が好きですか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

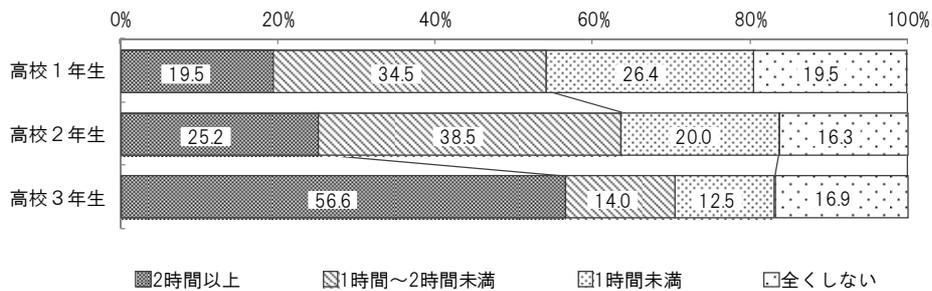
【 学校の授業時間以外に1日にどれくらい勉強しますか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

「子ども・若者の意識・実態調査」結果では、高校生で、1日に1時間以上勉強している人の割合は、学年が上がるほど多くなる傾向にあります。一方、「全くしない」が高校1年生で 19.5%、高校2年生で 16.3%、高校3年生で 16.9%となっています。

【 学校や塾の授業以外でどのくらい勉強をしていますか 】

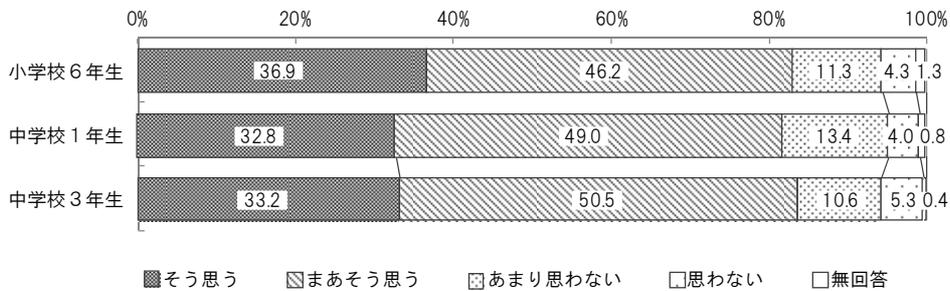


【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

(4) 規範意識

小・中学生で自分が「約束や決まりを守る」と思う人の割合は、どの学年でも8割を超えています。

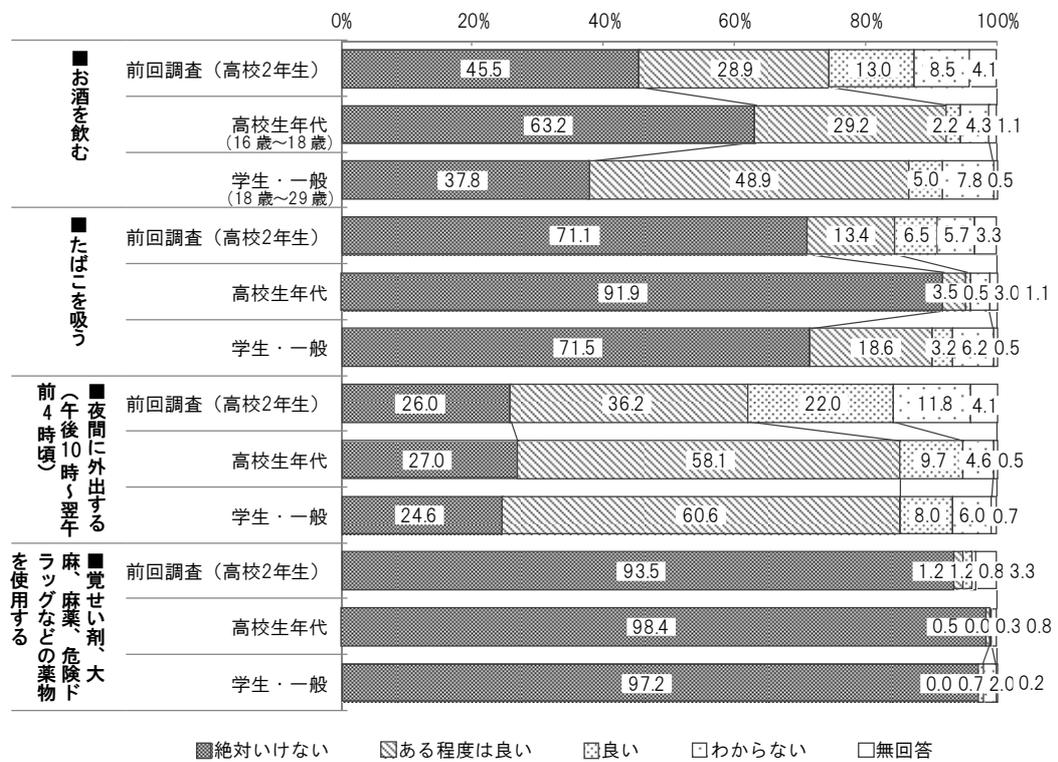
【 自分が約束や決まりを守ると思う 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

「子ども・若者の意識・実態調査」結果では、未成年者の非行への認識として、高校生年代で前回調査時（小平市青少年の意識・実態調査 平成18（2006）年度実施）と比較すると、すべての項目で意識が高くなっています。18歳以上の若者では、飲酒と喫煙に対する意識が低い傾向となっています。

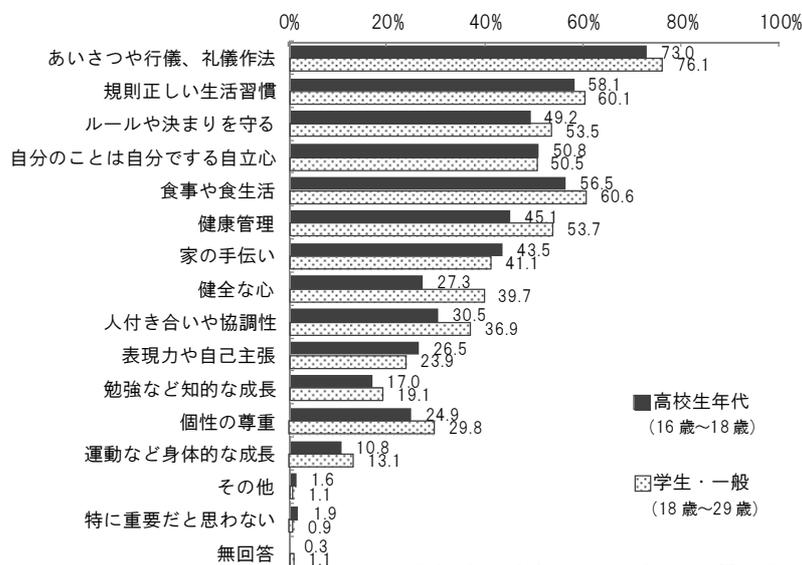
### 【 未成年者の非行への認識 】



【 資料：青少年の意識・実態調査（H19.1）／子ども・若者の意識・実態調査 】

また、16歳以上の若者に対して、「家庭で身につけるべき重要なこと」について尋ねると、あいさつや行儀、礼儀作法と考える若者が7割を超えています。

### 【 家庭で身につけるべき重要なこと 】

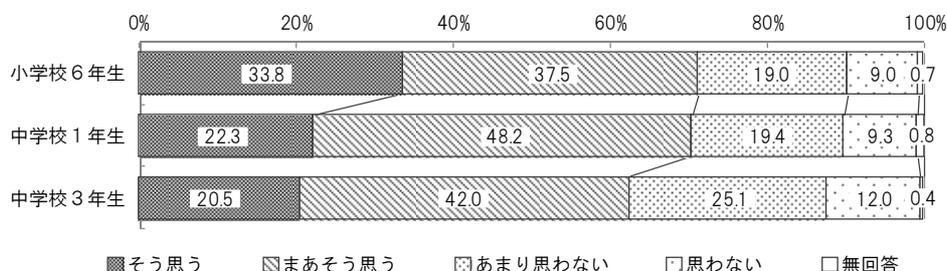


【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

## (5) 自己肯定感

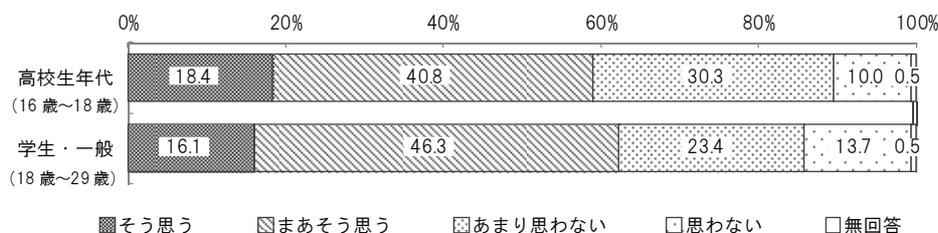
自分を「大切な存在（好き）」だと思う人の割合は、小学校6年生で71.3%と最も多くなっていますが、年齢が上がるほど少なくなる傾向にあります。

【 自分を大切な存在だと思うか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

【 自分のことが好きだと思うか 】

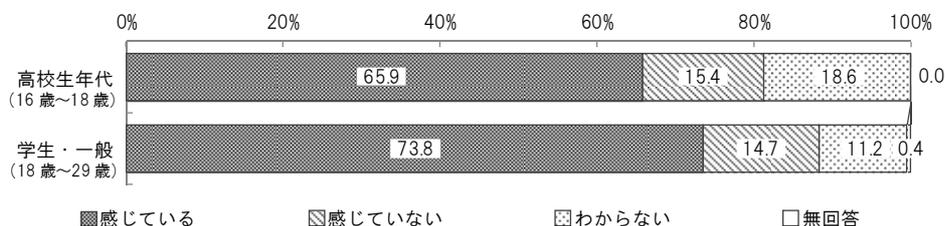


【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

## (6) 将来への不安感

「将来に不安を感じている」と思う人の割合は、高校生年代で65.9%、18歳以上の若者で73.8%となっています。

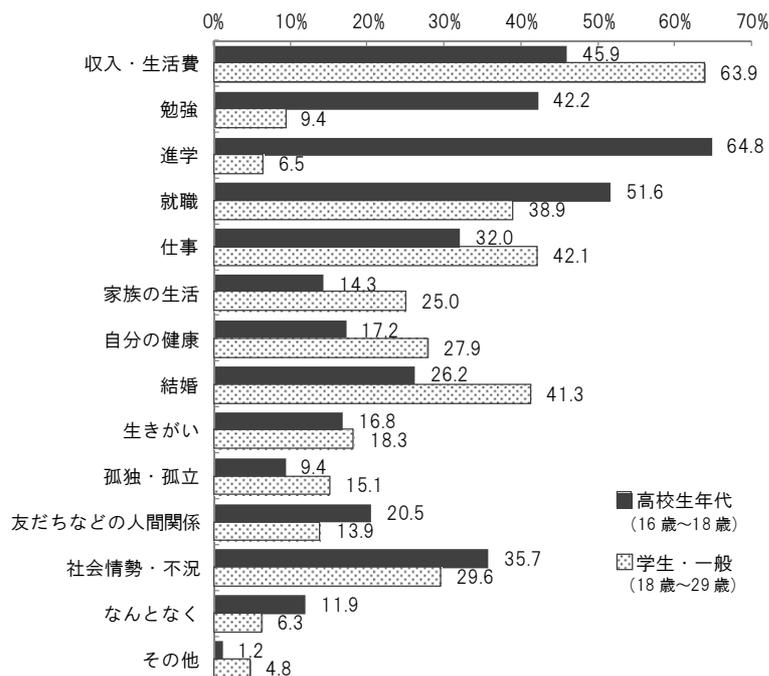
【 将来に不安を感じているか 】



【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

また、不安の内容として、高校生年代では進学や就職が多くなっています。18歳以上の若者では、収入・生活費や仕事、結婚が多くなっています。

### 【 将来への不安の内容 】

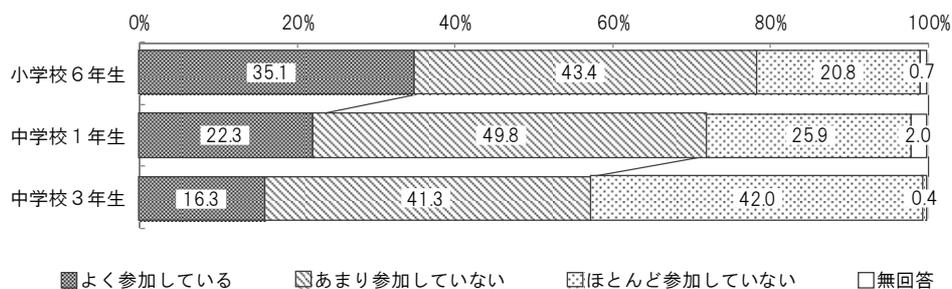


【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

### (7) 子ども・若者の地域活動

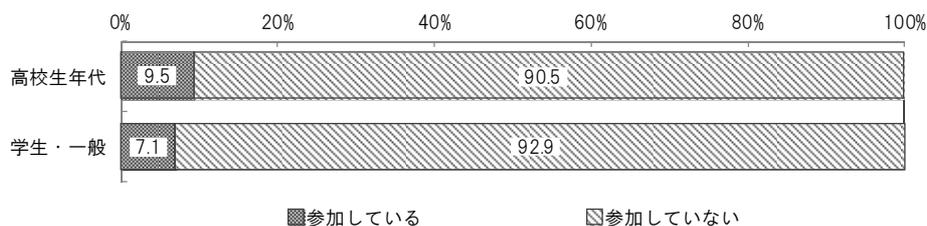
地域活動への参加状況は、年齢が上がるほど少なくなる傾向にあり、「よく参加している」が中学校3年生で16.3%、高校生年代で9.5%となっています。

### 【 地域のお祭りや清掃活動などに参加していますか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

### 【 現在地域の活動に参加していますか 】



【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

## (8) 子ども・若者の体験、交流活動

小平市では 19 の小学校区ごとに地域住民を主体とする青少年対策地区委員会が組織され、青少年の健全育成を目的に、キャンプやコンサート、スポーツ大会、クリーン活動など地域に根差した多様な体験・交流行事が実施されています。また、青少年リーダー養成講座や姉妹都市小平町との少年少女交歓交流事業などを実施しています。

### 【市が実施している主な体験・交流事業】

		平成 24年度 (2012)	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)
青少年リーダー養成講座	ジュニア受講者数 (小学 5・6 年生)	40	40	40	40	40
	シニア受講者数 (中学・高校生)	44	44	51	56	57
姉妹都市小平町との 少年少女交歓交流	訪問先	小平市	小平町	小平市	小平町	小平市
	参加人数	20	18	14	20	17
中学校生徒意見発表会	意見発表者数	28*	8	8	8	8
青少年音楽祭	出演者数	318	341	343	347	319

※平成 24 年度は「子ども・教育フォーラム」として実施

【資料：地域学習支援課】

## (9) 子ども・若者の参画

成人式では新成人等で構成される実行委員会が企画運営を行い、ダンスフェスティバルでは高校生や大学生が進行や会場整理を担うなど、子ども・若者の参画による事業を実施しています。

### 【子ども・若者が企画・運営に参画している活動】

		平成 24年度 (2012)	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)
成人式実行委員会	新成人委員数	7	17	7	8	7
小平よさこいスクールダンス フェスティバル	出演者数	926	948	951	907	909
多摩六都ヤング・ダンス フェスティバル	出演者数	523	549	576	490	484

【資料：地域学習支援課】



姉妹都市小平町との少年少女交歓交流

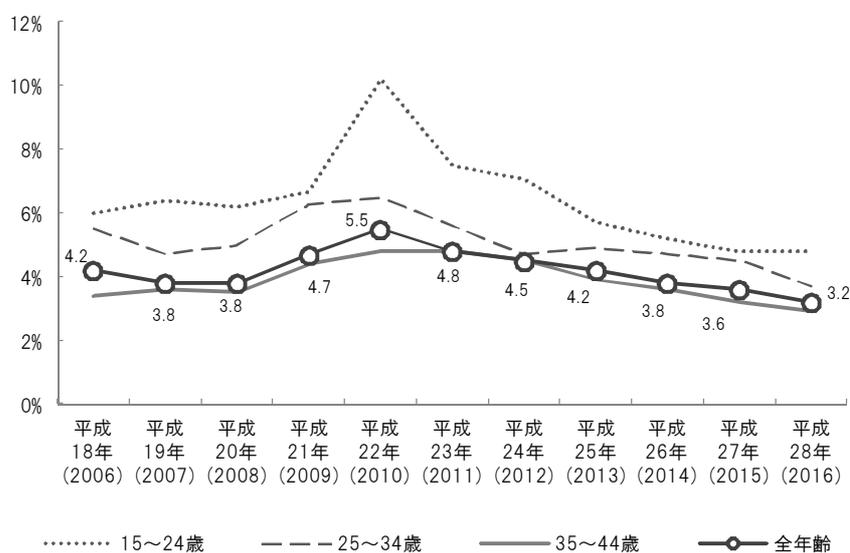


成人式実行委員会

## (10) 若者の就労など

若者の失業率は、平成 22（2010）年を境に低下していますが、全年齢と比較すると、高い状態にあります。

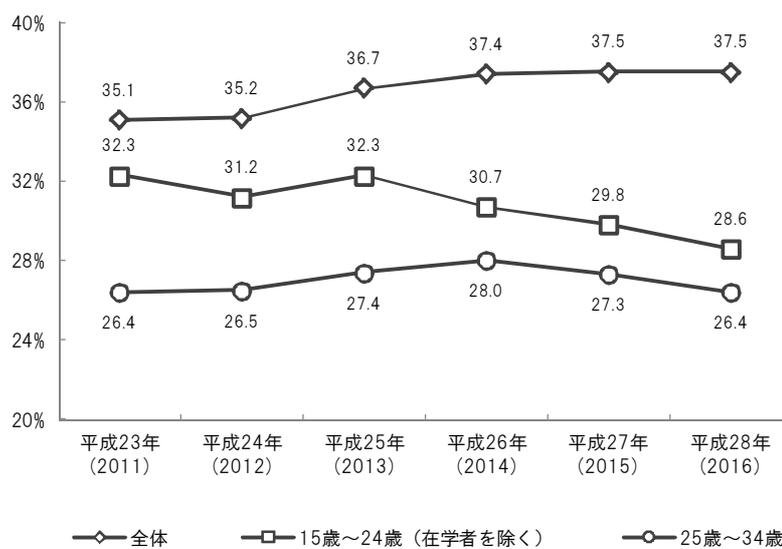
【 年齢階層別 完全失業率の推移（東京都） 】



【 資料：労働力調査 】

また、非正規雇用の比率は、15～24 歳で平成 25（2013）年から、25～34 歳で平成 26（2014）年から低下しています。

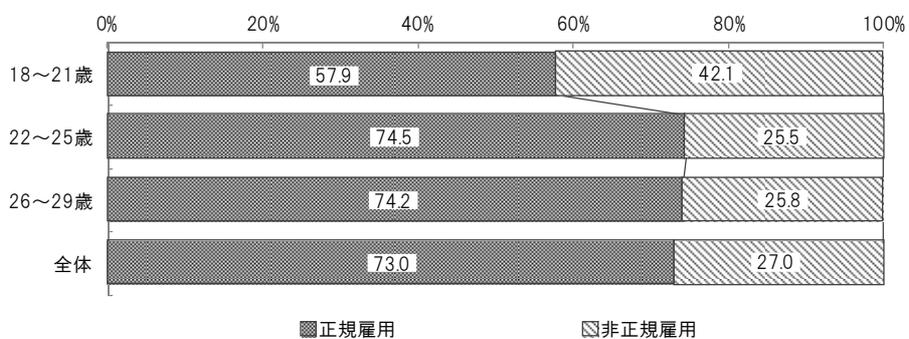
【 非正規雇用者比率（全国） 】



【 資料：労働力調査 】

「子ども・若者の意識・実態調査」結果の就労状況では、働いている人（在学中を除く。）のうち非正規雇用の割合が 27.0%となっています。年齢区分で見ると、18～21歳で42.1%、22～25歳で25.5%、26～29歳で25.8%となっています。

【 正規・非正規雇用の状況（実態調査データから） 】



※在学中を除く。

※非正規雇用者は、契約社員、派遣社員、パート・アルバイト、専門職・技術職と答えた人で算出

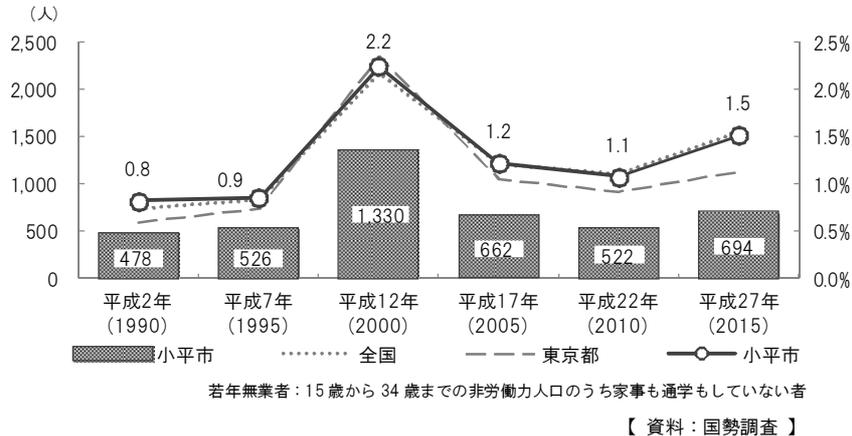
【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

### 3 困難を抱えた子ども・若者の状況

#### (1) ニート、ひきこもり

国勢調査結果によると、平成 27 (2015) 年の小平市の若年無業者 (ニート) の若者は 694 人、人口に占める割合は 1.5% で、前回調査時と比較すると増加しています。

【 若年無業者数と人口に占める割合の推移 】



また、平成 27 (2015) 年度に実施した「若者の生活に関する調査」結果 (内閣府) から推計されるひきこもりの若者 (15 歳～39 歳) は、全国で 54.1 万人となっています。

小平市が実施した「子ども・若者の意識・実態調査」結果 (16 歳～29 歳) から、ひきこもりの若者を算出すると、有効回収率に占める割合が 1.5% (広義のひきこもり) となり、約 460 人のひきこもりの若者がいる計算となります。

【 ひきこもり群の定義・推計数 (全国・小平市) 】

		有効回収率に占める割合 (%)		推計数			
		全国	小平市	全国	計	小平市	計
狭義のひきこもり	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	0.22	12.1 万人	17.6 万人	67 人	165 人
	自室から出るが、家からは出ない、自室からほとんど出ない	0.16	0.32	5.5 万人		98 人	
準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	0.96	36.5 万人		294 人	
広義のひきこもり		1.57	1.50	54.1 万人		459 人	

#### ※市のひきこもり群の算出について (16 歳から 29 歳で算出)

外出頻度から下記を除外したもので算出 (推計数について、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日現在の 16 歳から 29 歳の人口 30,575 人で算出)

- ①経過期間が 6 カ月未満の者
- ②現在働いていますかに専業主婦・主夫又は家事手伝いと回答した者
- ③自由な時間の過ごし方で「仕事・アルバイトをする」「家事や家の仕事の手伝いをする」

#### ※国の算出方法 (H27) (15 歳から 39 歳で算出)

外出頻度から下記を除外したもので算出 (総務省「人口推計」(2015 年) 15～39 歳人口 3,445 万人から算出)

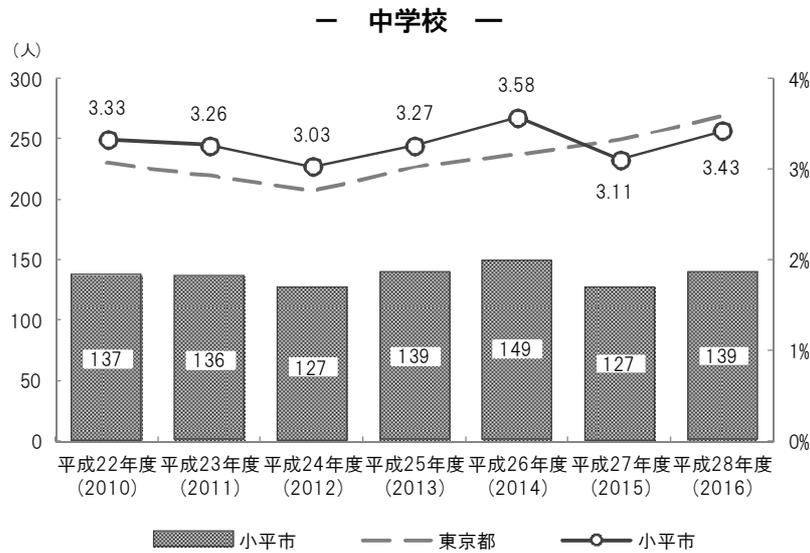
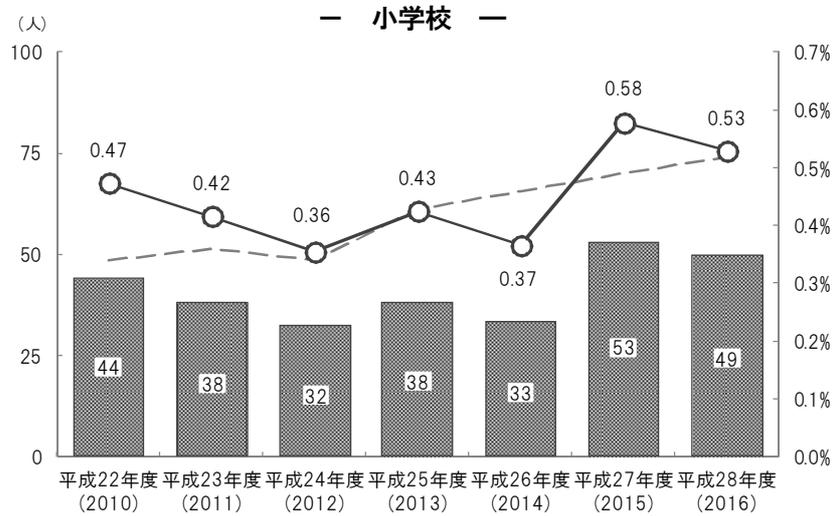
- ①経過期間が 6 カ月未満の者
- ②下記現在の外出頻度きっかけの者  
妊娠した/その他で、自宅で仕事をしているや出産、育児をしている/病気を選択肢し病名が統合失調症又は身体的な病気を記入したもの
- ③あなたは現在はおたらいておられますかに専業主婦・主夫又は家事手伝いと回答した者
- ④普段自宅にいるときによくしていることで「家事や育児」をすると回答した者

【資料：「若者の生活に関する調査」(平成 27 年度内閣府) / 子ども・若者の意識・実態調査】

## (2) 不登校、いじめ

平成 28 (2016) 年度の不登校児童生徒数は、小学校で 49 人 (出現率 0.53%)、中学校で 139 人 (出現率 3.43%) となっています。

【 不登校児童生徒数及び出現率 】



※不登校：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒で、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）をいう。

【 資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告 】

平成 28 (2016) 年度のいじめの認知件数は、小学校で 247 件、中学校で 111 件となっています。

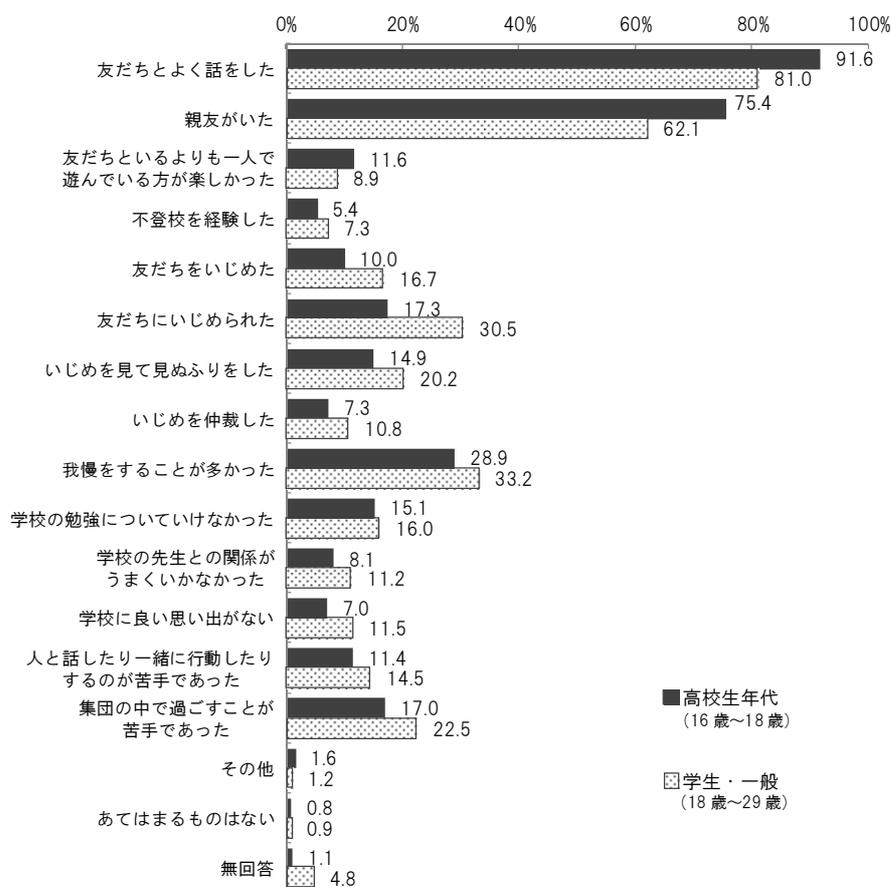
### 【 いじめの認知件数 】

	(件)			
	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
小学校	240	193	106	247
中学校	141	141	152	111

【 資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告 】

「子ども・若者の意識・実態調査」結果では、小学生や中学生の頃に学校で経験したことを尋ねたところ、不登校を経験した人の割合が高校生年代で 5.4%、18 歳以上の若者で 7.3%となっています。いじめられた人の割合は高校生年代で 17.3%、18 歳以上の若者で 30.5%となっています。

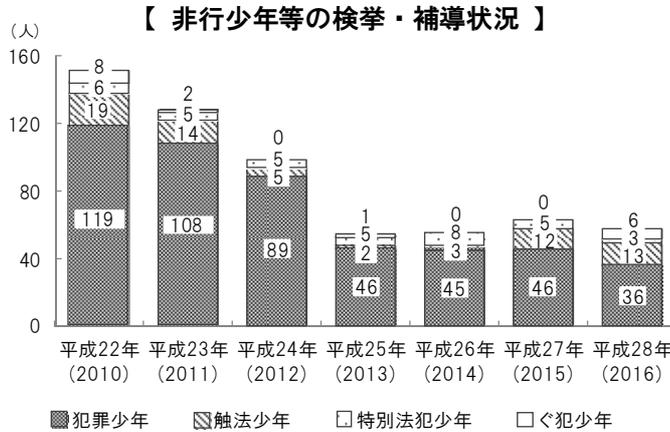
### 【 小学生や中学生の頃に学校で経験したこと 】



【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

### (3) 非行

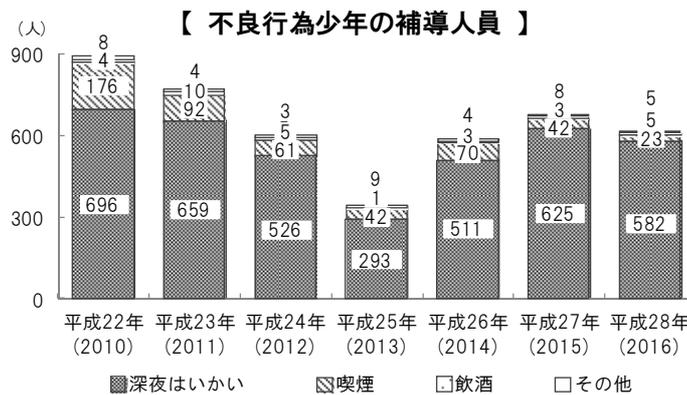
小平市内の非行少年等の検挙・補導状況は、年々減少傾向にありましたが、平成 25 (2013) 年以降は 50~60 人前後で推移しています。



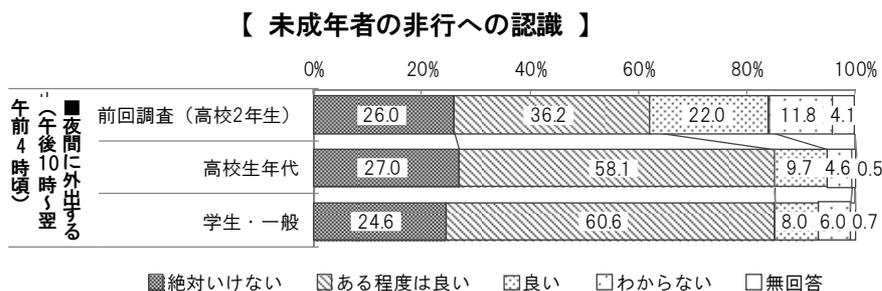
【 資料：警視庁の統計 ※グラフ内の数字は小平警察署の値 】

刑法犯少年：「刑法」に規定する罪を犯した犯罪少年（罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年）及び触法少年（刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年）の総称。  
 特別法犯少年：特別法令（刑法犯以外の犯罪。覚せい剤取締法違反、売春防止法違反など）に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年  
 ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。

不良行為少年の補導人員も年々減少傾向にありましたが、平成 26 (2014) 年から増加しています。その 9 割以上を占めるのが深夜はいかいと喫煙で、「子ども・若者の意識・実態調査」結果においても、高校生以上で「夜間に外出する」ことを絶対いけないと意識している人の割合が、前回調査時から改善しておらず、非行への認識として希薄であることがわかります。



【 資料：警視庁の統計 ※グラフ内の数字は小平警察署の値 】

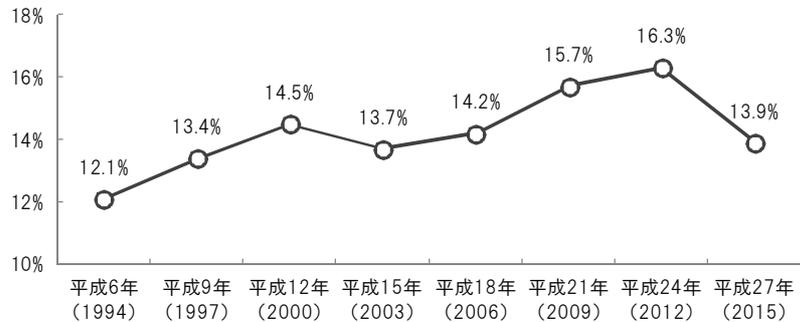


【 資料：青少年の意識・実態調査 (H19.1) / 子ども・若者の意識・実態調査 】

#### (4) 子どもの貧困

子どもの相対的貧困率は、平成 24 (2012) 年の 16.3%から平成 27 (2015) 年に 13.9%となり、やや改善しましたが、子どもの貧困問題への対応が社会的な課題となっています。

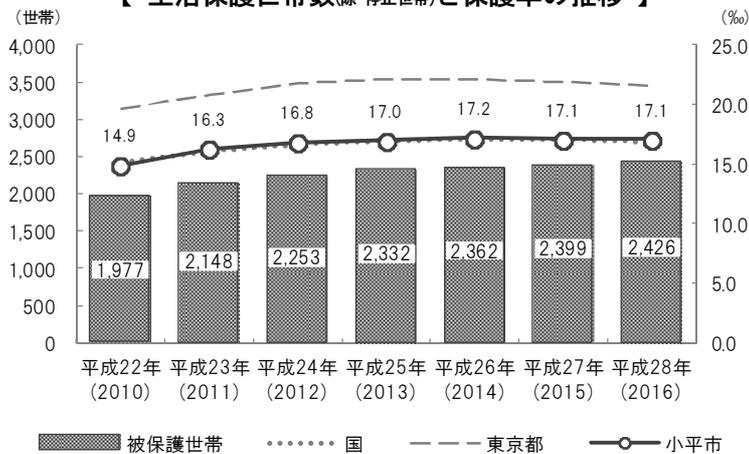
【 子どもの相対的貧困率 (全国) 】



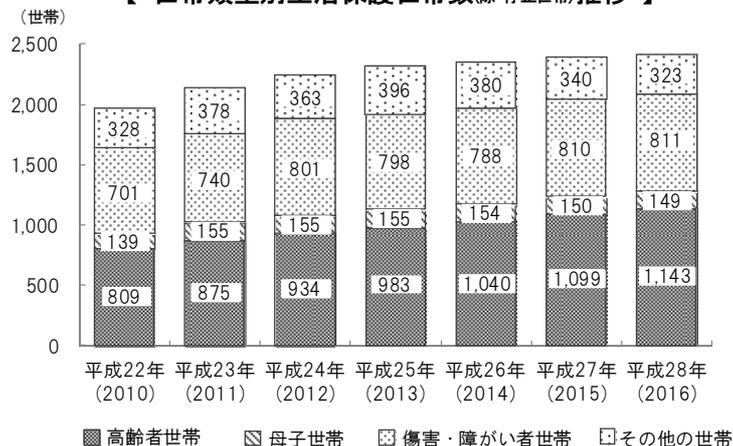
【 資料：国民生活基礎調査 】

小平市の貧困の状況を表す参考指標として、生活保護の被保護世帯数及び保護率や就学援助を見ると、生活保護世帯数及び保護率が増加していますが、高齢者世帯の増加によるものです。また、就学援助の受給者数は、この数年減少傾向にあります。

【 生活保護世帯数 (除 停止世帯) と保護率の推移 】



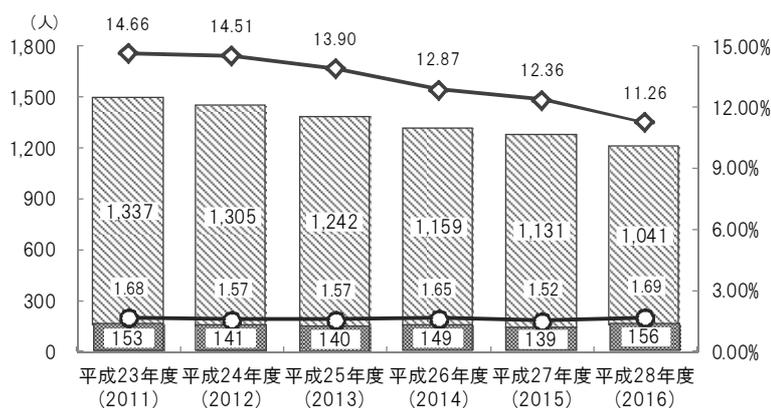
【 世帯類型別生活保護世帯数 (除 停止世帯) 推移 】



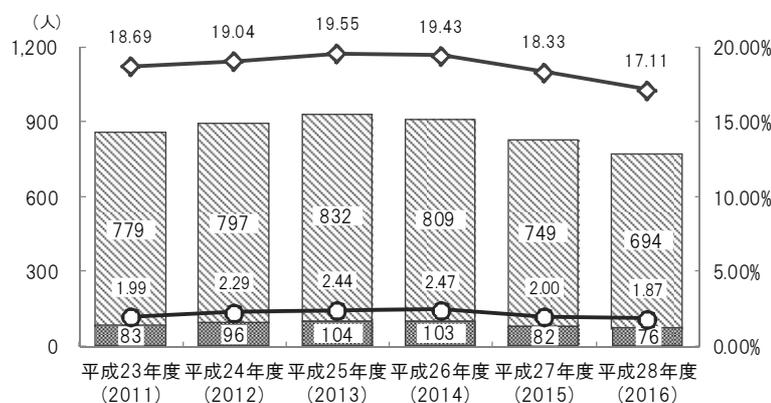
【 資料：生活支援課 】

### 【 就学援助受給者数・認定率の推移 】

#### － 小学校 －



#### － 中学校 －

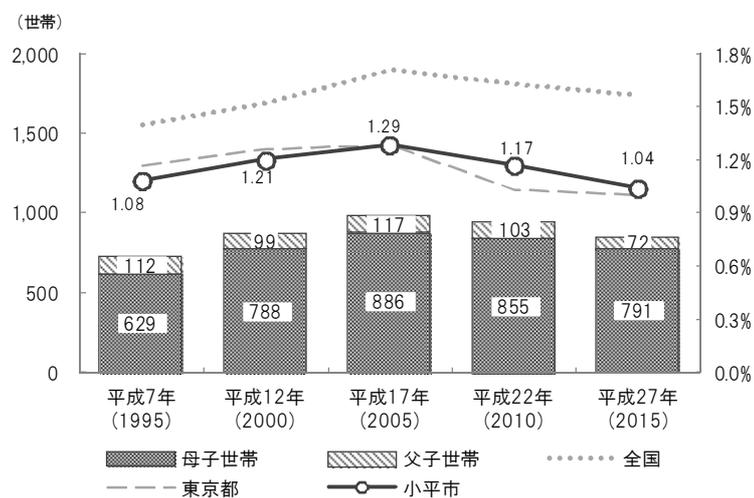


■ 要保護者 ■ 準要保護者 ○ 要保護者認定率 ◇ 準要保護者認定率

【 資料：学務課 】

ひとり親家庭は、平成 27 (2015) 年の国勢調査によると、ひとり親世帯数が 863 世帯 (母子世帯 791 世帯、父子世帯 72 世帯) となり、前回調査時より減少しています。世帯数に占める割合は、東京都とほぼ変わりませんが、全国と比較すると低くなっています。

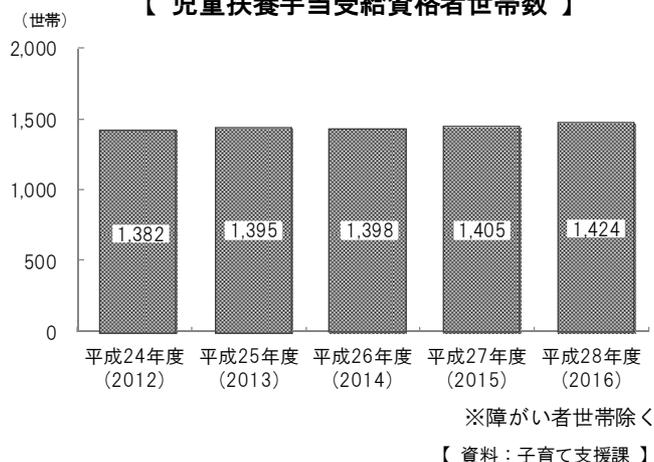
### 【 ひとり親世帯数と全世帯数に占める割合の推移 】



【 資料：国勢調査 】

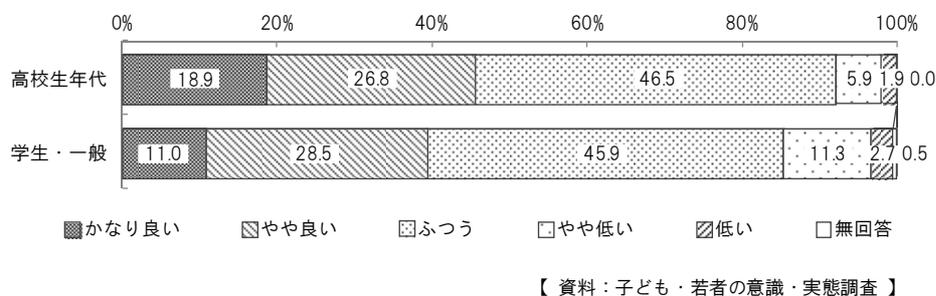
国勢調査によるひとり親世帯には「三世帯同居」等は含まれないため、三世帯同居を含む児童扶養手当受給資格者世帯数を見ると、平成28（2016）年度に1,424世帯となっています。

【 児童扶養手当受給資格者世帯数 】



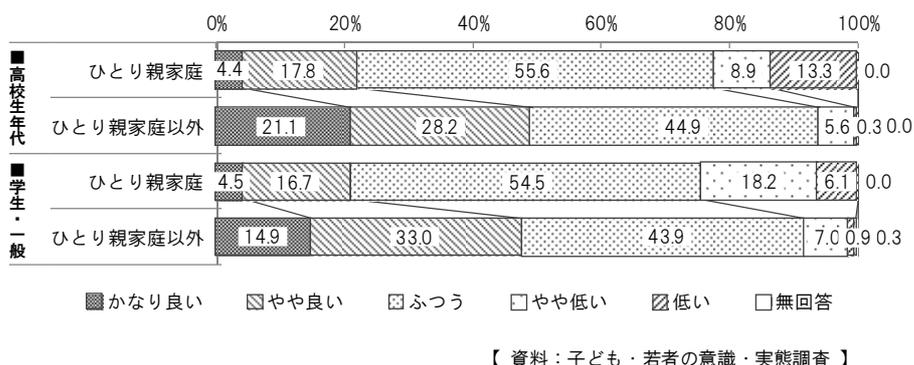
「子ども・若者の意識・実態調査」で家の暮らし向きを尋ねたところ、高校生年代では46.5%、18歳以上の若者では45.9%が「ふつう」と回答しています。また、「やや低い」または「低い」と回答した人は高校生年代で7.8%、18歳以上の若者で14%となっています。

【 家の暮らし向き 】



ひとり親家庭に限って見ると、「やや低い」または「低い」と回答した人は高校生年代で22.2%、18歳以上の若者で24.3%となり、ひとり親家庭以外と比較すると多くなっています。

【 家の暮らし向き×ひとり親家庭 】

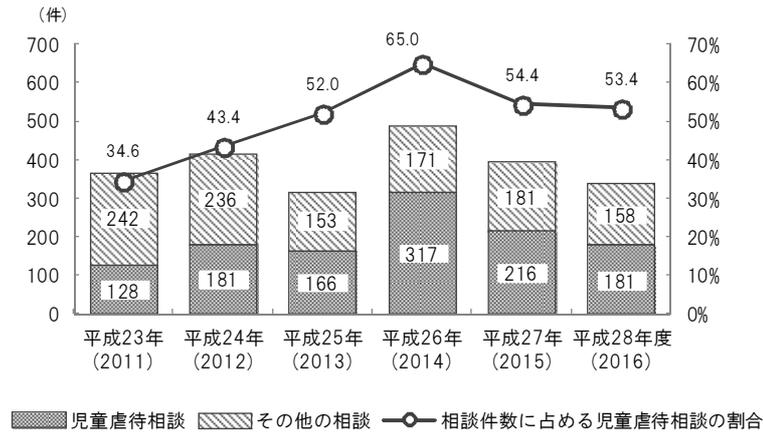


## (5) 児童虐待

小平市が対応した養護相談※の件数は、平成 26 (2014) 年度の 488 件を境に減少しており、児童虐待相談件数の割合も減少傾向にあります。養護相談の内容は、被虐待児や家庭環境が多くなっています。

※養護相談：父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。

【 子ども家庭支援センター 養護相談受付状況 】



【 資料：子育て支援課 】

【 子ども家庭支援センター 養護相談の内容 】

年度	孤児	迷子	被虐待児	養育困難									合計	その他
				家出	死亡	離婚	傷病	出産	就労	拘置 拘留	家庭 環境	その他		
平成23年度 (2011)	0	0	128	2	1	3	38	44	5	4	129	3	229	13
平成24年度 (2012)	0	0	181	4	3	4	31	27	7	3	140	7	226	10
平成25年度 (2013)	0	0	166	2	0	2	24	30	5	2	80	6	151	2
平成26年度 (2014)	1	0	317	2	0	2	33	26	6	0	88	9	166	4
平成27年度 (2015)	0	0	216	0	0	8	25	15	8	2	111	7	176	5
平成28年度 (2016)	0	0	181	0	0	4	32	29	5	0	84	1	155	3

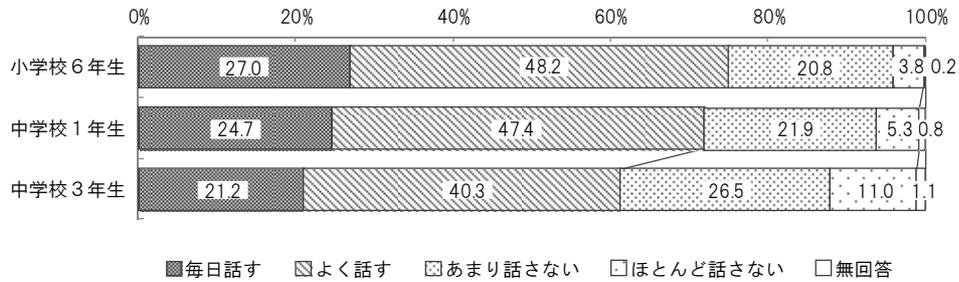
【 資料：子育て支援課 】

## 4 家庭・地域・社会環境

### (1) 家庭

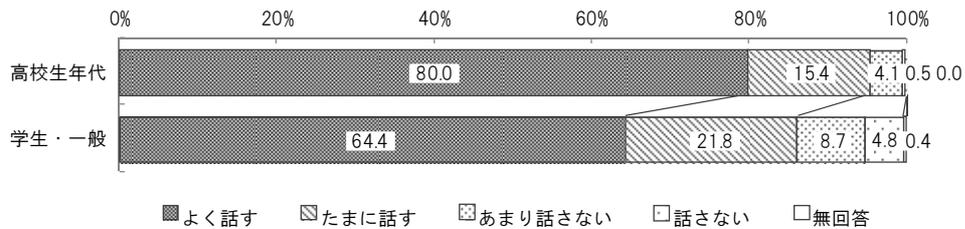
家族の人とよく話す人の割合は6割以上となっていますが、学年が上がるほど少なくなる傾向にあります。

【 学校であったことや友だちのことなどを家族に話しますか 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

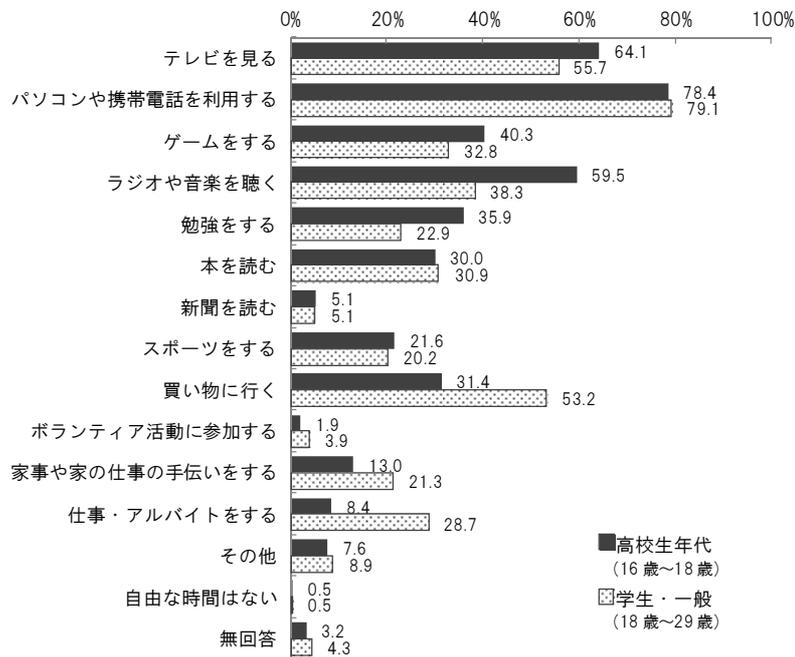
【 ふだん家族と話をしますか 】



【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

また、自由な時間の使い方では、「パソコンや携帯電話を利用する」が高校生年代で78.4%、18歳以上の若者で79.1%となっています。

【 自由な時間の使い方 】



【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

## (2) 地域

小・中学校では、放課後子ども教室や学校支援ボランティアなど、地域の方たちの協力による活動が行われています。

【 放課後子ども教室の実施状況 】

	平成 22年度 (2010)	平成 23年度 (2011)	平成 24年度 (2012)	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)
小学校	実施校数	13	15	18	18	19	19
	回数	2,229	2,575	3,187	3,350	3,636	3,499
	参加延べ人数	57,055	59,284	79,482	76,733	89,306	85,534
中学校	実施校数					2	4
	回数					132	281
	参加延べ人数					2,641	4,108

【 資料：地域学習支援課 】

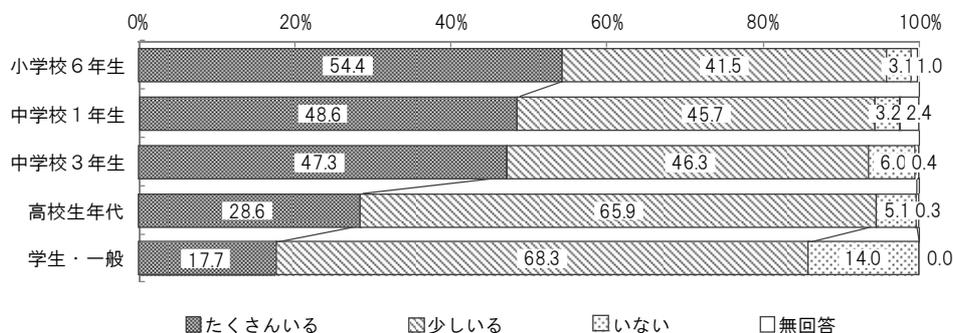
【 学校支援ボランティアの活動状況 】

	平成 22年度 (2010)	平成 23年度 (2011)	平成 24年度 (2012)	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)
活動延べ人数	40,098	34,796	37,831	34,615	37,019	36,070	28,874
活動延べ時間	58,892	64,189	67,862	57,075	60,346	51,656	39,225

【 資料：指導課 】

高校生以上では、近所で会ったときにあいさつをする人がいる割合は8割を超えています。地域活動への参加は1割に満たない状況もあり、年齢が上がるほど地域とのつながりが薄くなっていく傾向にあります。

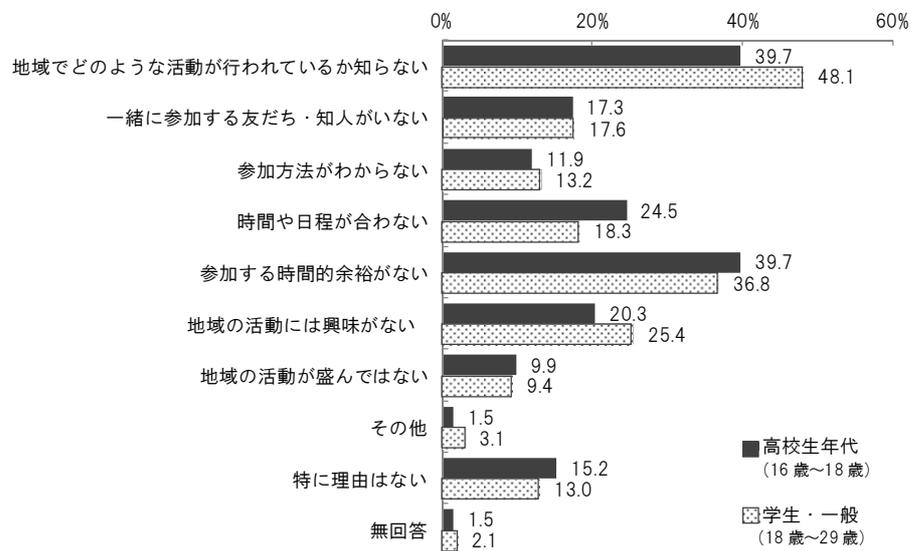
【 近所で会ったときにあいさつする人の有無 】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査／子ども・若者の意識・実態調査 】

地域活動に参加していない理由として、「地域でどのような活動が行われているか知らない」、「参加する時間的余裕がない」が4割となっています。

### 【 地域活動に参加していない主な理由 】

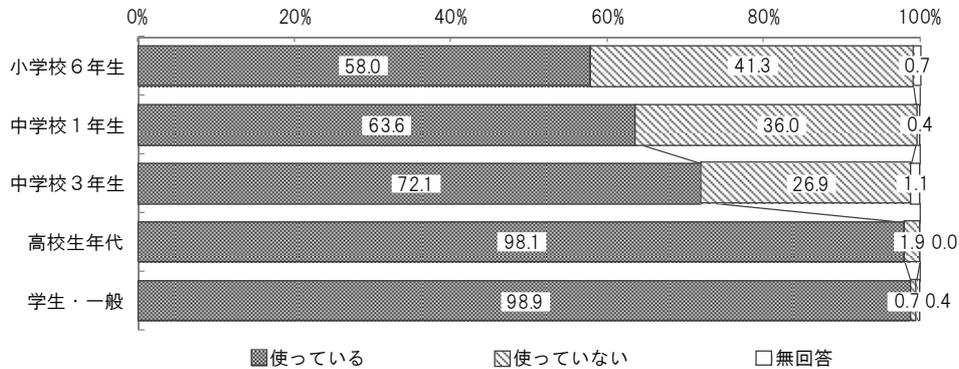


【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

### (3) 情報通信

携帯電話・スマートフォンの保有状況は、小学校6年生で58.0%、中学校3年生では72.1%、高校生以上になると98%を超えており、携帯電話・スマートフォンの普及が進んでいることがわかります。

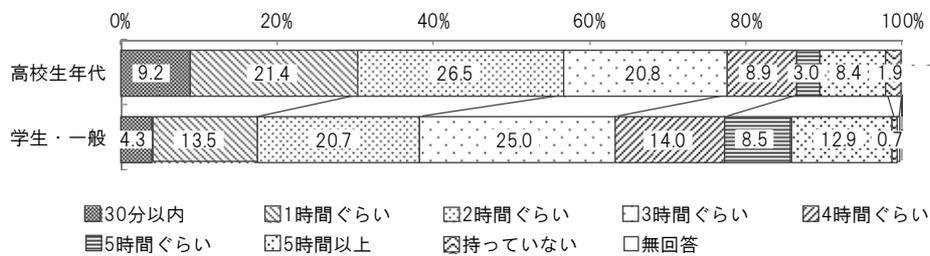
【携帯電話・スマートフォンを使っているか】



【資料：小平市の教育に関するアンケート調査／子ども・若者の意識・実態調査】

使用時間を見ると、高校生年代で「1時間から3時間」、18歳以上の若者で「2時間から3時間」が多くなっています。

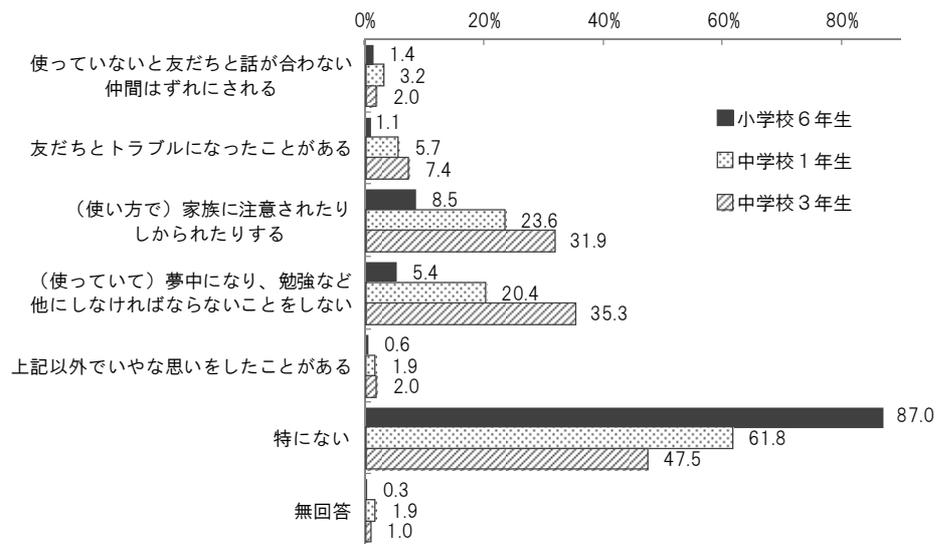
【携帯電話・スマートフォンの1日あたりの平均使用時間】



【資料：子ども・若者の意識・実態調査】

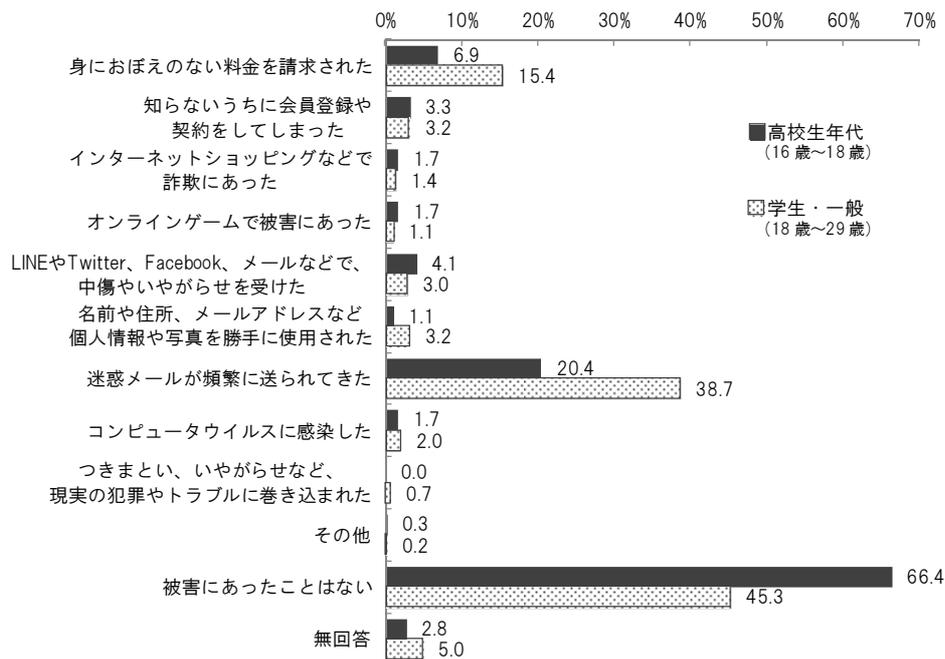
また、小・中学生で、携帯電話またはスマートフォンを使っていないと仲間はずれにされたり、友だちとトラブルになったことがある人が一定数おり、学年が上がるほど多くなる傾向にあります。インターネット等で被害にあったことがある人は、高校生年代で3割、18歳以上の若者で5割を超えています。

### 【携帯電話またはスマートフォンを使用するの出来事】



【資料：小平市の教育に関するアンケート調査】

### 【インターネットトラブルの内容】



【資料：子ども・若者の意識・実態調査】

#### (4) 防犯

平成 28 (2016) 年度中の小平市内の不審者情報は 9 件となっています。また、「こども 110 番のいえ」は、約 1,800 か所となっています。

#### 【防災・防犯緊急情報メールマガジンの配信情報】

	(件)
平成 28 年度 (2016)	
声かけ	5
公然わいせつ	4
合 計	9

※平成 28 年 5 月事業開始

【資料：地域安全課】

#### 【こども 110 番のいえの推移】

	(か所)						
	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
家庭、商店 事業所等	1,754	1,818	1,801	1,849	1,856	1,826	1,797

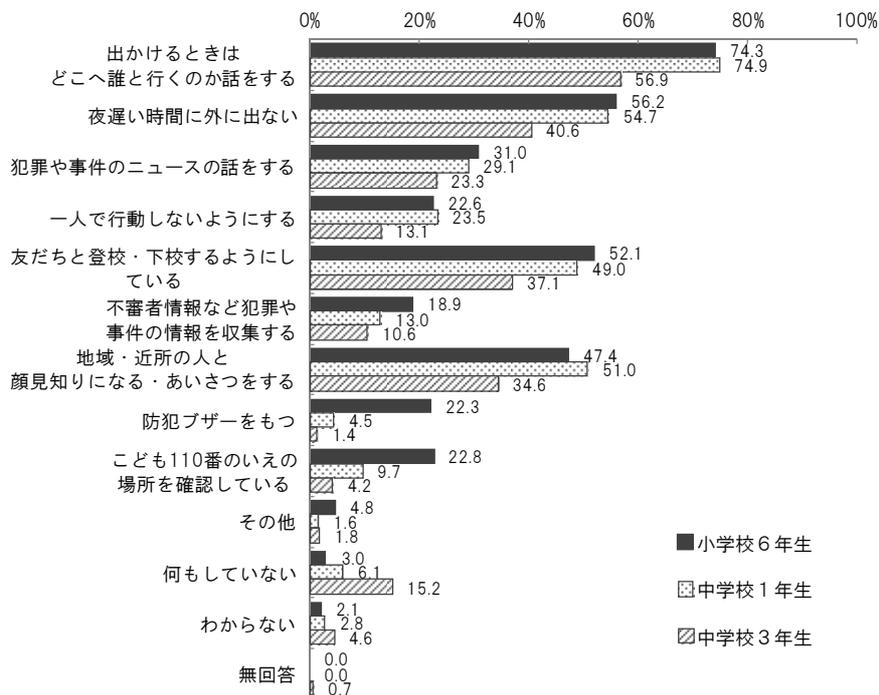
【資料：地域安全課】



「こども 110 番のいえ」のプレート

小・中学生に家族の人と防犯・安全のためにしていることを尋ねると、全学年で「出かけるときはどこへ誰と行くのか話をする」が最も多く、次いで「夜遅い時間に外に出ない」となっています。小学校 6 年生では、「防犯ブザーをもつ」や「こども 110 番のいえの場所を確認している」が 2 割となっていますが、中学生では 1 割に満たない状況です。中学校 3 年生では、防犯・安全のために何もしていない人が 15.2% となっています。

#### 【家族の人と、防犯・安全のためにしていること】



【資料：小平市の教育に関するアンケート調査】

### (5) 各相談窓口等における相談状況

小平市では、子育てに関する相談を様々な窓口で受けていますが、その中心的な役割を果たす子ども家庭支援センターには、平成 28 年度に 4,888 件の相談が寄せられています。また、経済的に困っている方を対象とした相談窓口である こだいら生活相談支援センターへの相談は 240 件あり、そのうち若者からの相談件数は、20 代までが 28 件、30 代が 42 件となっています。教育に関する相談窓口である教育相談室には、面談 354 件、電話 511 件の相談が寄せられています。

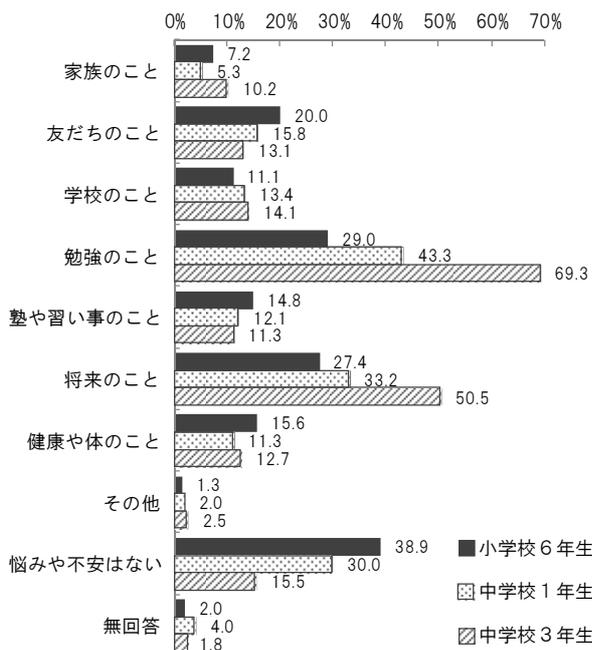
【 各相談窓口 相談件数の推移 】

		平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
合 計		4,251	3,857	3,322	3,626	4,690	5,519	4,888
子ども 家庭支援 センター	内訳) 虐待関係	1,165	899	1,002	1,194	2,342	2,586	2,207
	家庭・生活環境	1,533	1,432	1,025	1,048	1,178	1,611	1,281
	その他(育児・発育等)	1,553	1,526	1,295	1,384	1,170	1,322	1,400
こだいら 生活相談 支援センター	来 所・電 話						331	240
	内訳) ~20 代						24	28
	30 代					※平成 27 年度開設	50	42
教育相談室	面 談	225	234	272	295	260	324	354
	電 話	356	332	410	425	438	472	511

【 資料：子育て支援課、生活支援課、指導課 】

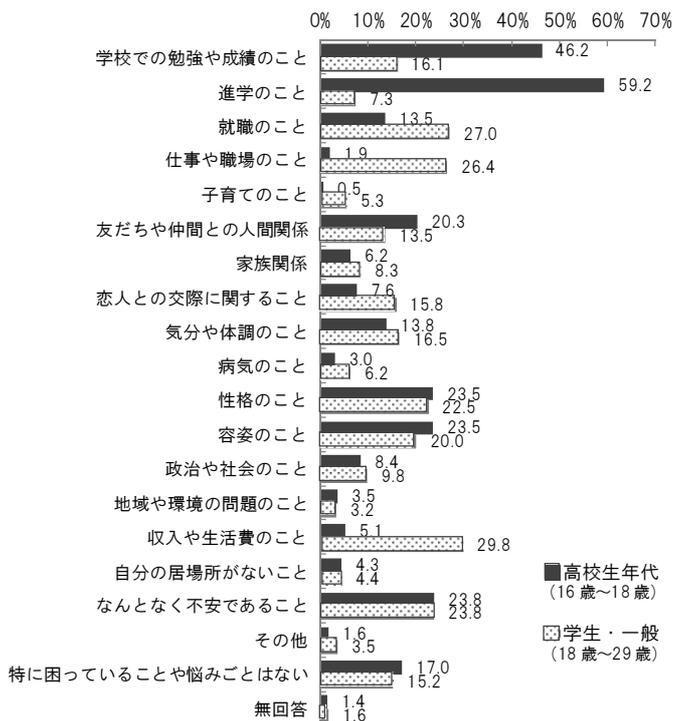
子ども・若者に困っていることや悩んでいることを尋ねたところ、小・中学生は勉強のことや将来のことが多くなっています。高校生年代では勉強や進学が多く、18 歳以上の若者は収入や生活費、仕事関係が多くなっています。

【悩んでいることや不安に思っていること】



【 資料：小平市の教育に関するアンケート調査 】

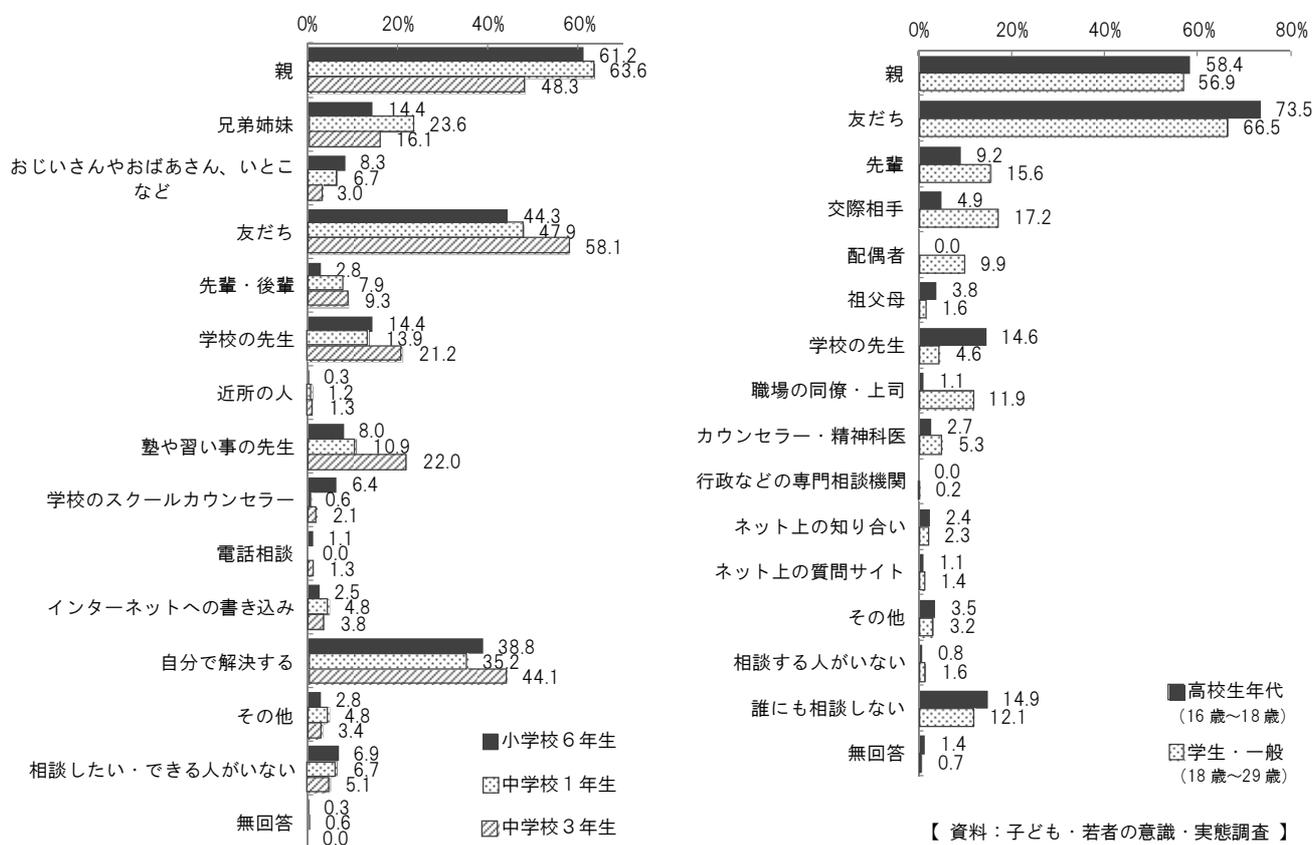
【困っていることや悩んでいること】



【 資料：子ども・若者の意識・実態調査 】

また、悩みや不安の相談先は、小・中学生では親と友だちが多くなっていますが、自分で解決する人も3割以上となっています。高校生以上の若者も同様に、親と友だちが多くなっていますが、誰にも相談しない人が1割強となっています。

### 【悩みや不安があるときの相談先】



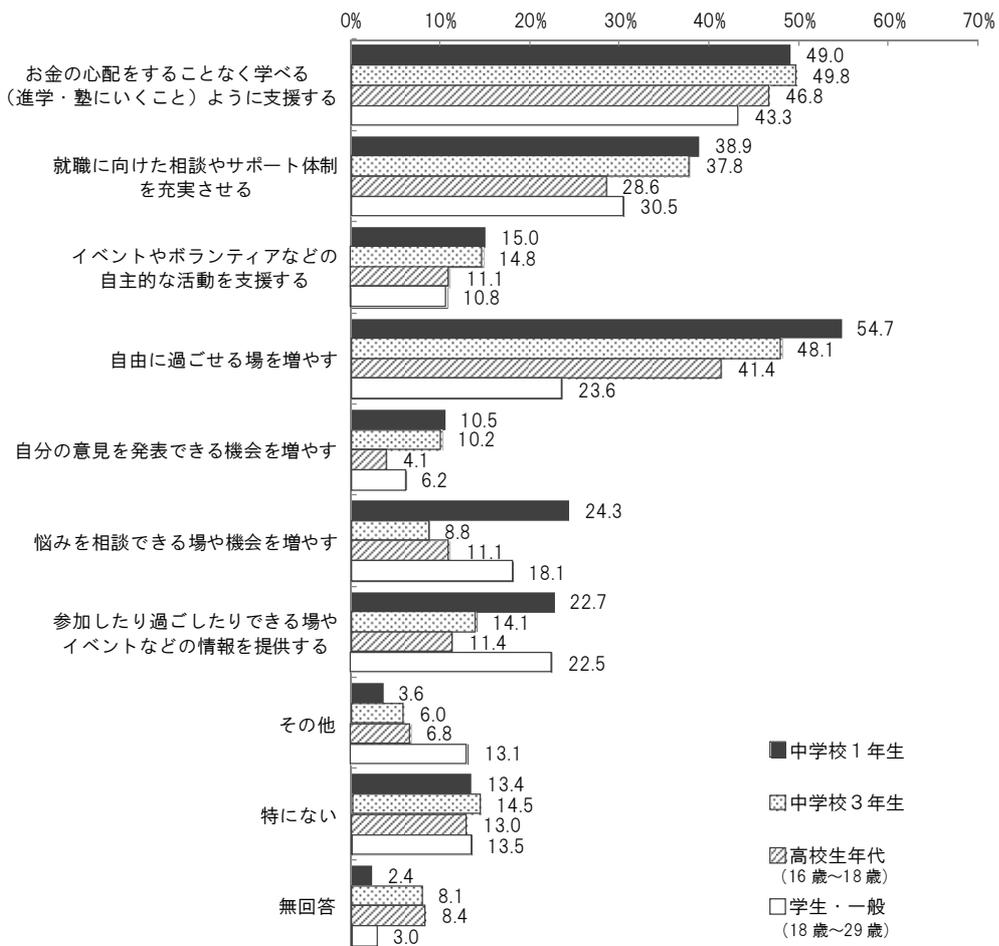
【資料：小平市の教育に関するアンケート調査】

【資料：子ども・若者の意識・実態調査】

## 5 小平市の青少年施策に求めること

小平市の青少年施策に求めることは、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」がすべての年代で多くなっています。また、「自由に過ごせる場を増やす」は中学校1年生で54.7%と最も多くなっていますが、年齢が上がるほど少なくなっています。

【若者のために小平市に必要な取組】



【資料：小平市の教育に関するアンケート調査 / 子ども・若者の意識・実態調査】

## 子ども・若者を取り巻く小平市の主な課題

小平市は、平成 15（2003）年 3 月に青少年施策を総合的・計画的に推進することを目的として「小平市青少年育成プラン」を策定しました。その後、平成 20（2008）年度から平成 29（2017）年度までを計画期間とする「第 2 次小平市青少年育成プラン」に改定し、「健康ではつらつとした青少年の育成をめざして」、「安全・安心でいきいきとした暮らしをめざして」、「快適でほんわかとする環境をめざして」の 3 つの基本目標の実現に向けて、多岐にわたる青少年施策を実施してきました。

このように、小平市では、青少年育成プランの推進が青少年の健全な育成に貢献し、先の実態調査や統計データから特に悪い結果や深刻な状況は見られませんでした。しかしながら、昨今のひきこもりや児童虐待、貧困など子ども・若者をめぐる様々な問題が深刻化・複雑化している状況は、小平市においても例外ではありません。

そこで、これまで小平市が取り組んできた青少年施策を推進しながら、昨今の社会情勢を踏まえた今後取り組むべき主な課題を、次のとおりとします。



第 2 次小平市青少年育成プラン

## 1 子ども・若者自身の力を伸ばす育成

子ども・若者が成長し自立するためには、学力・体力をはじめ、基本的な生活習慣、規範意識、コミュニケーション能力などを基盤とした社会を生き抜く力を身につけることが必要です。

現代の子ども・若者には、柔軟で豊かな感性や国際性、ボランティア活動への積極的な参加や社会貢献への高い意欲と積極性が見受けられると言われていますが、一方で、家庭の教育力の低下や、成長の糧となる生活体験・自然体験活動の機会の減少、地域とのつながりや人間関係の希薄化などを背景に、思いやりや人権尊重の心の欠如、規範意識・コミュニケーション能力の低下、自己肯定感の低さなどが指摘されています。

また、不安定な雇用・経済情勢などから、将来への不安を感じ、将来に明るい希望を持ってない状況が浮かび上がっています。

小平市では、保育園・幼稚園、義務教育において子どもの人間形成の基礎を培いながら、学校外における学習やスポーツイベント、青少年リーダー養成講座、青少年音楽祭などの体験活動や自己表現の場を提供してきました。

今後も、このような子ども・若者が主体的に関わることができる活動や体験を通して、自信や自己肯定感の向上につながり、生きる力を育む取組を、引き続き推進していくことが必要です。



## 2 子ども・若者がチャレンジできる環境

日本社会の雇用によく見られる新卒一括採用の慣行等のため、新卒時に一度失敗してしまうと再就職しづらいなど、チャレンジしにくい環境となっています。また、昨今の雇用情勢は改善傾向にありますが、望まないフリーターなど就労状態の不安定な若者や、学校卒業後も無業でいる若者など、経済的に自立できない若者が増加しています。

また、学業においても、特に経済面や養育力に課題を抱えた家庭の子どもは、一度学習に遅れが生じてしまうと、それを取り戻すことが容易でない状況にあります。

このような現状を受け、子ども・若者がその能力や個性を發揮し、仮に失敗しても何度でもチャレンジできる機会を与えられ、努力が報われる社会が望まれます。

小平市では、学習については、生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業や、学校における放課後子ども教室、民間団体などの取組により着実に歩みを進めつつありま



学習支援事業

すが、就労については、東京しごとセンターやハローワーク等との連携に軸を置いて取り組んできた状況にあります。

今後は、支援内容や情報提供の方法などを工夫し、子ども・若者自身のチャレンジを受け入れ、応援する気運や風土を、市内で醸成していく必要があります。

## 3 子ども・若者に直接届く支援

本来子どもは、成長とともに親の庇護から徐々に離れ、学校や職場、その友人関係などを中心として行動範囲を自律的に広げていきます。そして、成長・自立の過程で様々な問題に直面し、子ども・若者自身で解決する力、ひいては社会で生き抜く力を身に付けていきますが、そこには、家族や友人、学校の先生など身近な信頼できる人たちの助けが必要です。

これまでの子どもと家庭を支援する取組は、児童手当などの経済的給付や保育サービスの提供、相談体制の整備、子育てに関する講座やイベントの実施など、乳幼児期を主に18歳までの子どもをもつ親を対象とし、親を通して子どもに届くものが多くを占めていました。

しかしながら、思春期においては、親子間で意思疎通がうまく図れず、子ども・若者を第一に支える家庭にその役割を期待できないことがあります。また、子ども・若者を取り

巻く諸問題が深刻化する中、児童虐待、貧困などの困難を抱えた子ども・若者にとって、家庭以外からの支えが不可欠となっています。

小平市では近年、生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業や中学校放課後学習教室、ティーンズ相談室を開始していますが、今後これらの子ども・若者に直接届く支援をさらに充実させる必要があります。



ティーンズ相談室

## 4 子ども・若者を支える家庭への支援の充実

親は、子どもの健全育成について第一義的な責任を負いますが、子ども・若者にとって家庭は、愛情や安らぎを得られる場でもあります。また、親自身も、子育てを通じて、喜びを感じ、共に成長することができます。

しかしながら、都市化、核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、親自身の乳幼児と触れ合う体験の不足といった状況がある中、親の育児不安や家庭の教育力の低下が指摘されています。また、近年子どもの貧困がクローズアップされており、本来子ども・若者のよりどころとなるはずの家庭によって、その成長と自立が阻害される状況にも目が向けられています。

小平市では、子育て中の親を支援する取組として、子ども家庭支援センターをはじめとした相談窓口・体制の整備や子育てに関する講演会・講座などを実施してきました。また、貧困対策として、各種手当や医療費助成、学習支援事業などを実施していますが、多岐にわたる子育て支援施策と重複することから、何が貧困解消に資するものなのかがわかりにくい状況があります。

今後は、子ども・若者の成長と自立をまずは家庭が支えられるよう、引き続き子育て家庭を支援するとともに、親自身を育てる取組を充実させる必要があります。また、課題や困難を抱えた家庭に対する支援や貧困対策をもれなく行う必要があります。



子ども家庭支援センター

## 5 子ども・若者の成長を支える地域と担い手の育成

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係の中で、様々な体験を通して「タテ」・「ヨコ」・「ナナメ」のコミュニケーションが活発に図られ、子ども・若者の社会性や規範意識を育み、地域・社会の一員として、自覚と責任を持った大人に育てる重要な役割があります。

しかしながら、都市化、核家族化、少子化、ライフスタイルの多様化などにより、人々の集う機会が減り、互いに支え合おうとする意識が弱まるなど、地域とのつながりが希薄になってきています。こうした状況は、若者や子育て家庭を孤立化させるとともに、学校や地域活動への参加意識を弱めるなど、地域の教育力の低下を招いています。

小平市では、青少年対策地区委員会や青少年委員、民生委員児童委員、主任児童委員などの活動が活発に行われており、学校を中心とした地域との結びつきや人間関係を培う環境づくりに向け、取組が進められています。

今後は、引き続き関係機関等との連携を密にしながら、地域の多様な担い手を活用・育成し、市民・事業者・関係機関・市が一丸となって、地域全体で子ども・若者の自立を支えることが必要です。



青少年委員宿泊研修



## 計画の「理念」・「目標」

- 3-1 基本理念
- 3-2 基本目標
- 3-3 基本的な視点
- 3-4 計画の体系図



## 基本理念

子ども・若者は、未来を担う貴重な存在であり、まちに活力と希望を与える宝です。  
そして、大人の役割は、子ども・若者が未来に夢と希望を持てるまちをつくることです。  
小平市は、子ども・若者が夢と希望を持てるまちを、地域で力を合わせてつくることを  
目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

### 基本理念

basic philosophy

子ども・若者が  
夢と希望をもって、  
自分らしく自立し躍動できる  
こだいらをめざして



計画の基本理念を実現するため、「第2章 2-2 子ども・若者を取り巻く小平市の主な課題」を踏まえ、次の5つの基本目標を定めます。この目標をもとに、計画の施策体系を構築し、推進していきます。

## 基本目標

basic objective

1

基本目標  
basic objective

子ども・若者自身の力を伸ばし、  
自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てます

2

基本目標  
basic objective

子ども・若者がチャレンジできる環境を整備します

3

基本目標  
basic objective

子ども・若者に直接届く支援をします

4

基本目標  
basic objective

子ども・若者を支える家庭を支援します

5

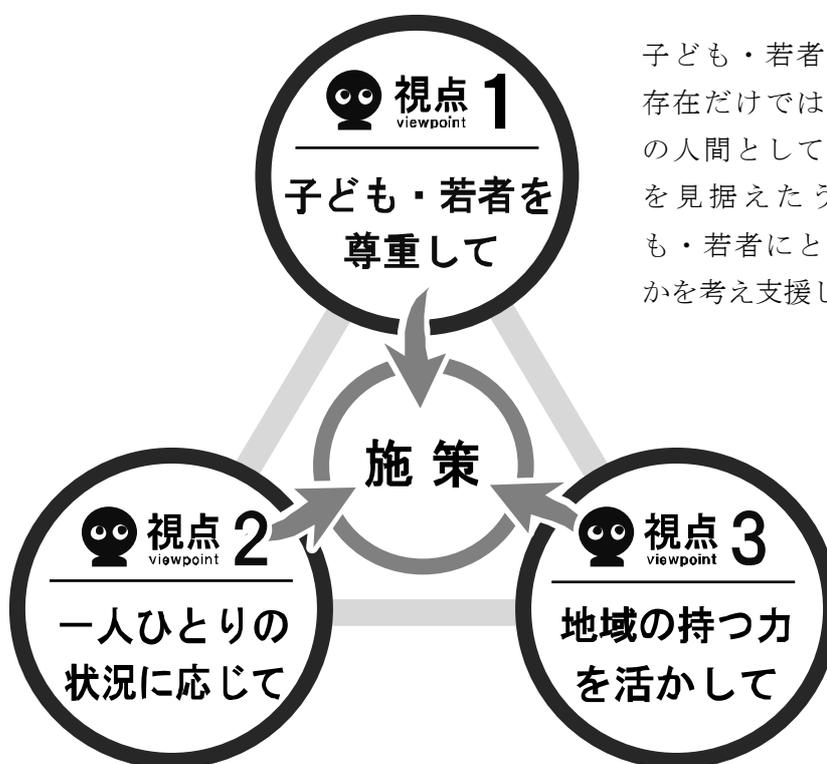
基本目標  
basic objective

子ども・若者の成長を支える地域と  
その担い手が育つ環境を整備します

本計画を推進するに当たって、次の3つを視点とします。

## 基本的な視点

basic viewpoint



子ども・若者を、守られる存在だけではない、ひとりの人間として尊重し、将来を見据えたうえで、子ども・若者にとって何が最善かを考え支援します。

子ども・若者の成長段階に応じた支援をするだけでなく、個性や能力、抱えている問題の程度や状況によって、ある時は見守り、ある時は声かけをし、場合によっては一緒に解決に当たるなど、一人ひとりの状況に応じて支援します。

子ども・若者に関わる地域や関係機関・団体、事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの特性や強みを活かして、相互に補完・連携していきます。

# 3-4

## 計画の体系図

### 基本理念

子ども・若者が夢と希望をもって、  
自分らしく自立し躍動できることだけをめざして

### 基本目標

#### 基本目標 1 basic objective 1

子ども・若者自身の力を伸ばし、  
自信と希望をもって社会を  
生き抜く力を育てます

#### 基本目標 2 basic objective 2

子ども・若者がチャレンジ  
できる環境を整備します

#### 基本目標 3 basic objective 3

子ども・若者に直接届く支援  
をします

#### 基本目標 4 basic objective 4

子ども・若者を支える家庭を  
支援します

#### 基本目標 5 basic objective 5

子ども・若者の成長を支える  
地域とその担い手が育つ環境  
を整備します

### 基本的な視点

#### 視点 1 viewpoint 1

子ども・若者を  
尊重して

#### 視点 2 viewpoint 2

一人ひとりの  
状況に応じて

#### 視点 3 viewpoint 3

地域の持つ力  
を活かして

施策の方向

施策の展開





## 施策の展開

- 基本目標1 子ども・若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てます
  - 基本目標2 子ども・若者がチャレンジできる環境を整備します
  - 基本目標3 子ども・若者に直接届く支援をします
  - 基本目標4 子ども・若者を支える家庭を支援します
  - 基本目標5 子ども・若者の成長を支える地域とその担い手が育つ環境を整備します
- 別 掲 子どもへの貧困対策



施策の方向

自ら学び行動する力の向上

基本目標 1 子ども・若者自身の力を伸ばし、  
自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てます

自ら学び行動する力の向上

体験や交流を通じた自立に必要な力の育成

やりがいを持って働く力の育成

子ども・若者が社会の急激な変化に柔軟に対応する力を身に付け、社会を生き抜いていけるよう、自ら学び行動する力を向上させます。

施策の展開

■ 学びの機会の充実

子ども・若者が、心の豊かさや人間性を養い、能力を発揮できるよう、子ども・若者自身が主体的に学ぶ機会を充実させます。



ティーンズコーナー

■ 情報・消費環境等への対応力の向上

情報化社会において、子ども・若者の正しい判断や望ましい態度を育み、様々な被害から自分の身を守ることができるよう情報・消費環境等への対応力を向上させます。



消費生活出前講座

■ 事業

No.	事業名	事業内容
■ 学びの機会の充実		
1	中学校放課後学習教室 (地域学習支援課)	市立中学校において、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施します。
2	土曜子ども広場 「友・遊」 (公民館)	小・中学生を対象に、自由で安全な居場所を開設し、ボランティアによる小学生の学習支援を行います。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 学びの機会の充実</b>		
3	公共施設を活用した 自習室の設置 (市民協働・男女参画推進課、 公民館)	公共施設の空き時間を活用して、子ども・若者のためにテスト期間中等に、会議室等を自習室として開放します。
4	ティーンズコーナー (図書館)	子ども・若者向けの図書の充実に向け、ティーンズコーナーを設置し、子ども・若者にも親しみやすい本・雑誌を配置します。
5	ジュニア向け講座 (公民館)	小・中学生、親子を対象に工作や料理、自然観察等を通して交流を深める講座を開設します。
6	ヤングセミナー (公民館)	教養、趣味、文化、芸術などの学習活動を通じて、社会人としての資質の向上、また、仲間との交流を図ります。
<b>■ 情報・消費環境等への対応力の向上</b>		
7	消費者教育の推進 (市民相談課)	子ども・若者が、架空請求や悪質商法などの消費者トラブルに遭わないよう、講座等を実施します。
8	男女共同参画啓発講座 (市民協働・男女参画推進課)	一人ひとりが大切にされ、自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指し、男女共同参画や人権に関する啓発講座、DV（配偶者等からの暴力）に関する正しい知識を身に付ける講座等を実施します。また、相談窓口等を周知します。
9	情報教育 ・情報モラル教育の推進 (指導課（小・中学校）)	インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付ける取組を推進します。また、教科やセーフティ教室などで情報教育を進めます。



## 体験や交流を通じた自立に必要な力の育成

**基本目標 1** 子ども・若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てます

自ら学び行動する力の向上

体験や交流を通じた自立に必要な力の育成

やりがいを持って働く力の育成

学校では経験できないような体験や交流の機会を子ども・若者に提供し、自立に必要なコミュニケーション能力や社会の一員としての自覚、自信につながる創造力や感性などを育てます。

### 施策の展開

#### ■ 多様な体験・交流活動の推進

子ども・若者が個性を発揮し、学校や市域を超え、異年齢の人々と交流できる様々な体験活動を推進します。

#### ■ 文化芸術・スポーツ活動の推進

子ども・若者の個性や創造力、感性を磨く文化芸術やスポーツ教室などの活動を推進します。



青少年リーダー養成講座

#### ■ 社会参加、参画機会の充実

子ども・若者が社会の一員として自覚を持ち、主体的に行動できるよう、社会参加、参画機会の充実を図ります。

#### ■ 居場所づくりの推進

子ども・若者が、気軽に安心して遊んだり過ごしたりできる居場所づくりを推進します。

### 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 多様な体験・交流活動の推進</b>		
10	乳幼児と子ども・若者のふれあい体験事業 (子育て支援課)	次代の親である中学生・高校生が乳幼児やその保護者と触れあい、交流できるイベントを実施します。
11	青少年音楽祭 (地域学習支援課)	子ども・若者に音楽活動の発表の場を提供します。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 多様な体験・交流活動の推進</b>		
12	小平よさこいスクール ダンスフェスティバル (地域学習支援課)	市立小学校区のチームを中心に、多世代が参加し交流を図るダンスフェスティバルを開催します。大学生などが企画運営に参加することで、地域に若い力の活躍の場を提供します。
13	多摩六都ヤング・ダンス フェスティバル (地域学習支援課)	多摩北部都市広域行政圏域を対象とした高校生による高校生のためのダンスフェスティバルを開催し、ダンスの発表の場を提供します。
<b>■ 文化芸術・スポーツ活動の推進</b>		
14	小平市民文化祭への参加 (文化スポーツ課)	市民文化祭への作品の出品や、イベントへの参加を促進します。
15	市内美術館等の見学 (文化スポーツ課)	平櫛田中彫刻美術館や小平ふるさと村等の市内の施設の見学を支援します。
16	各種スポーツ教室 (文化スポーツ課)	子ども・若者を対象に、各種スポーツ教室やイベントの開催を通じて、スポーツ活動の場を提供し、体力づくりや競技力の向上を目指します。
<b>■ 社会参加、参画機会の充実</b>		
17	市内大学生との連携事業 の推進 (市民協働・男女参画推進課)	小平市大学連携協議会「こだいらブルーベリーリーグ」や市民活動支援公募事業（学生団体コース）など、市内の大学生が、地域とのつながりを深める活動を推進します。
18	青少年ボランティア活動 の推進 (保育課)	中学生・高校生が子育てに触れ、乳幼児との触れあいや交流をするため、子育て支援のボランティア活動を支援します。
19	福祉体験事業 (指導課)	児童・生徒の福祉教育及びボランティア活動を推進します。
20	青少年リーダー養成講座 (地域学習支援課)	青少年が地域活動に進んで参加するための資質や技術を育成し、修了者が青少年のリーダーとして活躍できる素養を身に付ける講座を開催します。
21	中学校生徒意見発表会 (地域学習支援課)	市内中学校の生徒代表による意見発表会を開催し、率直な意見を聞くことで、生徒の意欲と市民の関心を高めます。
22	模擬投票授業、出前講座 の実施 (選挙管理委員会)	小学校から高校生までを対象に、実際の選挙機器を使用しながらの模擬投票授業及び出前講座を行うことにより、主権者として選挙に臨むための意識を高めます。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 居場所づくりの推進</b>		
23	地域センター (市民協働・男女参画推進課)	地域の人々の集まりの拠点である地域センターを、読書、談話など、子ども・若者にとって使いやすいスペースとして活用します。
24	きつねっばら公園 子どもキャンプ場 (文化スポーツ課)	デイキャンプ・宿泊キャンプなど、子ども・若者が利用できるキャンプ場を運営します。
25	児童館 (子育て支援課)	子どもたちが遊びを通して、健やかな成長と情操を豊かにするための運営を行います。
26	子ども広場事業 (子育て支援課)	乳幼児とその保護者が気軽に集える場と、乳幼児から中学生までの子どもの遊び場を提供します。
27	<b>「子ども食堂」のあり方の検討</b> (子育て支援課、関係課)	<b>新規</b> 市内の活動団体等や他の取組との連携、市としての関わりや支援など総合的に検討します。
28	土曜子ども広場 「友・遊」〈再掲〉 (公民館)	小・中学生を対象に、自由で安全な居場所を開設し、ボランティアによる小学生の学習支援を行います。

重点施策



中学校生徒意見発表会



小平よさこいスクールダンスフェスティバル



多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル

## やりがいを持って働く力の育成

**基本目標 1** 子ども・若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てます

自ら学び行動する力の向上

体験や交流を通じた自立に必要な力の育成

やりがいを持って働く力の育成

子ども・若者の就労による社会的自立を目指し、勤労観や職業観、社会の一員としての自覚を養い、やりがいを持って働く力を育成します。また、厳しい状況にある若者の就労を支援します。

### 施策の展開

#### ■ キャリア教育の推進

望ましい職業観を養い、自分の将来を展望するキャリア教育を推進します。



中学生職場体験

#### ■ 就労支援・就労支援機関との連携

若者の社会的自立の基本となり、社会全体の活力となる就労を、関係機関と連携しながら支援します。

#### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ キャリア教育の推進</b>		
29	職場体験の推進 (指導課)	地域の商店、農家、企業等と協働して、児童・生徒の職場体験を推進します。
<b>■ 就労支援・就労支援機関との連携</b>		
30	職業能力開発に関する情報提供 (産業振興課)	若者が、自ら適切な職業選択や職業能力開発が行えるよう、情報を提供します。
31	ハローワーク等と連携したミニ就職面接会 (産業振興課)	就職を希望する方に対して、ハローワーク等との共催による「ミニ就職面接会」を開催します。
32	(仮称)子ども・若者 地域支援協議会の設置 (子育て支援課)	子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく、困難を抱えた子ども・若者を支援するための、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するネットワークを構築します。

重点施策

施策の方向

チャレンジを目指す子ども・若者の支援

基本目標 2 子ども・若者が  
チャレンジできる環境を整備します

チャレンジを目指す子ども・若者の支援

チャレンジできる気運の醸成

困難な状況につまずいた子ども・若者や意欲のある子ども・若者が、チャレンジを目指し、能力や個性を発揮し、社会で活躍できるよう支援します。

施策の展開

■ 学びなおしへの支援

経済的な理由や家庭の事情により、学習が遅れがちな子どもや、高校を中退した若者などの学びなおしを支援します。

■ 就労支援

就労につまずいた若者や一歩踏み出せない若者の就労を支援します。また、市内での創業や事業経営へのチャレンジを支援します。



ミニ就職面接会

■ 事業

No.	事業名	事業内容
■ 学びなおしへの支援		
重点施策	33 生活困窮者学習支援事業 (生活支援課)	経済的な事情により、学習塾などに通えない生活困窮者世帯の小学校6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。
重点施策	34 ひとり親家庭学習支援事業 (子育て支援課)	新規 経済的な事情等により、学習塾などに通えないひとり親家庭の小学校6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。
	35 中学校放課後学習教室 〈再掲〉 (地域学習支援課)	市立中学校において、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施します。
	36 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (子育て支援課)	新規 最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 就労支援</b>		
37	ハローワーク等と連携したミニ就職面接会〈再掲〉 (産業振興課)	就職を希望する方に対して、ハローワーク等との共催による「ミニ就職面接会」を開催します。
38	創業支援事業 (産業振興課)	創業セミナーや個別相談等により、創業にチャレンジする人のやる気を引き出し、商工会等の関係団体と連携して創業を支援します。



## チャレンジできる気運の醸成

基本目標 2 子ども・若者がチャレンジできる環境を整備します

チャレンジを目指す子ども・若者の支援

チャレンジできる気運の醸成

子ども・若者の活動や支援に関する情報を、子ども・若者自身に届くよう提供するとともに、市民の目にも触れさせることで子ども・若者への意識啓発を図り、子ども・若者がチャレンジできる気運を醸成します。

### 施策の展開

#### ■ 各種情報の収集と提供

子ども・若者の活動や支援に関する情報を幅広く収集し、多様な媒体を活用してわかりやすく提供します。

#### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 各種情報の収集と提供</b>		
重点施策 39	(仮称)若者応援ガイドブックの発行 (子育て支援課) <span style="float: right;">新規</span>	子ども・若者に関する情報を幅広く収集した子ども・若者向けのパンフレット作成など、子ども・若者に届く情報提供を検討します。
重点施策 40	(仮称)若者応援サイトの検討 (子育て支援課、秘書広報課) <span style="float: right;">新規</span>	必要な情報が子ども・若者に届くよう、ホームページ上に若者向けの各種イベントや支援・相談機関などの情報をまとめたページの開設を検討します。

施策の方向

子ども・若者に寄り添う相談体制の整備

基本目標 3 子ども・若者に直接届く支援をします

子ども・若者に寄り添う相談体制の整備

学び・暮らしの支援

困難な状況ごとの支援

子ども・若者の立場に立って、子ども・若者の利益を最優先にした、相談しやすい体制を整備します。

施策の展開

■ 相談体制の充実

子ども・若者自身が相談できる・しやすい体制の充実を図ります。

■ 関係機関の連携強化

困難を抱える子ども・若者を重層的・効果的に支援するため、関係機関の連携を強化します。



ティーンズ相談室

■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 相談体制の充実</b>		
41	ティーンズ相談室 (子育て支援課)	市内在住の中学校1年生から19歳までの方を対象に、人間関係や進路など、生活上困っていることや悩んでいることについて、電話・メール・面談で相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関への同行支援を行います。
42	スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置 (指導課)	児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また、学校と関係機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒を総合的に支援します。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 相談体制の充実</b>		
43	子ども家庭支援センター (子育て支援課)	児童虐待など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供などを行います。
44	教育相談室 (指導課)	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じます。
45	民生委員児童委員への支援 (生活支援課)	地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。
46	若者相談体制の検討 <b>新規</b> (子育て支援課・関係課)	若者にとって相談先がわかりやすいなど、相談しやすい体制について検討します。
<b>■ 関係機関の連携強化</b>		
47	要保護児童 対策地域協議会 (子育て支援課)	被虐待、養育困難など支援が必要な児童等に対して、関係機関が連携して効果的な対応を行います。
48	(仮称)子ども・若者 <b>新規</b> 地域支援協議会の設置 (子育て支援課) <b>〈再掲〉</b>	子ども・若者育成支援推進法第 19 条に基づく、困難を抱えた子ども・若者を支援するための、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するネットワークを構築します。

重点施策



## 学び・暮らしの支援

基本目標3 子ども・若者に直接届く支援をします

子ども・若者に寄り添う相談体制の整備

学び・暮らしの支援

困難な状況ごとの支援

家庭の様々な事情により、学習や生活環境が整っていない子ども・若者の学びと暮らしを支援します。

### 施策の展開

#### ■ 学びの機会の確保

学ぶ意欲があっても、家庭の経済的な事情などで叶わない子ども・若者のための学びの機会を確保します。

#### ■ 暮らしの支援

家庭の事情により、生活環境が整っていない子ども・若者を、生活面から支援します。

#### ■ 経済的な支援

学ぶ意欲があっても、経済的な事情などにより制約を受ける子ども・若者を、経済面から支援します。



中学校放課後学習教室

### 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 学びの機会の確保</b>		
49	中学校放課後学習教室 〈再掲〉 (地域学習支援課)	市立中学校において、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施します。
<b>重点施策</b>	50 生活困窮者学習支援事業 〈再掲〉 (生活支援課)	経済的な事情により、学習塾などに通えない生活困窮者世帯の小学校6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。
<b>重点施策</b>	51 ひとり親家庭 学習支援事業 〈再掲〉 (子育て支援課)	経済的な事情等により、学習塾などに通えないひとり親家庭の小学校6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 経済的な支援</b>		
52	就学援助 (学務課)	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。
53	小平市育英資金 (学務課)	勉学の機会を与え有用な人材育成を図るため、公立中学校に在学し、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、学費の補助として補助金を給付します。
54	受験生チャレンジ支援貸付 (生活支援課)	一定所得以下の世帯の中学校3年生、高校3年生の進学を支援することを目的に、学習塾費用や受験料を無利子で貸し付けます。入学した場合、返済が免除されます。
55	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〈再掲〉 (子育て支援課) <b>新規</b>	最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。
<b>■ 暮らしの支援</b>		
<b>重点施策</b> 56	「子ども食堂」のあり方の検討〈再掲〉 (子育て支援課、関係課) <b>新規</b>	市内の活動団体等や他の取組との連携、市としての関わりや支援など総合的に検討します。

## 困難な状況ごとの支援

基本目標3 子ども・若者に直接届く支援をします

子ども・若者に寄り添う相談体制の整備

学び・暮らしの支援

困難な状況ごとの支援

支援を必要とする子ども・若者が抱える困難は、不登校やいじめ、ひきこもり、障がい、児童虐待など多岐にわたっていることから、関係機関・団体がそれぞれの専門性を活かし、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。また、子どもの貧困問題について、貧困の解消に資する施策を確実に実施します。

### 施策の展開

#### ■ 不登校、いじめ対策

学校内外での相談や、不登校児童・生徒の学校復帰を支える体制を整備するとともに、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となっていじめの防止に向けて取り組みます。

#### ■ ひきこもりの子ども・若者の支援

一人ひとりの状況に応じて適切な支援につなぐとともに、東京都や近隣市等を含めた幅広い情報収集・提供などに取り組みます。

#### ■ 障がいのある子ども・若者の支援

適切な教育的支援と、地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援に取り組みます。

#### ■ 非行防止活動等の推進

非行防止の啓発と関係機関・団体と連携したキャンペーンなどに取り組みます。

#### ■ 児童虐待への対応

小平市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して、児童虐待防止に取り組みます。

#### ■ 児童養護施設退所者への支援

児童養護施設退所後に小平市に居住する若者を対象に、若者の支援・相談機関などの情報を提供します。特に小平市内の児童養護施設への情報提供など連携に取り組みます。

#### ■ 子どもの貧困対策

貧困状態にある子ども・若者に気づき、教育、生活、保護者の就労、経済的支援など必要な支援につなげるよう取り組みます。



社会を明るくする運動

No.	事業名	事業内容
<b>■ 不登校、いじめ防止対策</b>		
57	教育相談室〈再掲〉 (指導課)	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じます。
58	教育支援室 「あゆみ教室」 (指導課)	不登校児童・生徒に対して、相談、指導等を行うことにより、学校復帰を支援します。
59	スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置〈再掲〉 (指導課)	児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また、学校と関係機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒を総合的に支援します。
60	いじめの防止に向けた 取組 (指導課(小・中学校))	小平市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止に向けて市、教育委員会、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを見守り、支えていく取組を進めます。
61	いじめ問題 対策連絡協議会 (指導課)	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ります。
<b>■ ひきこもりの子ども・若者の支援</b>		
62	ひきこもりサポート ネット訪問相談受付窓口 (子育て支援課、 障がい者支援課、健康推進課)	東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット」の訪問相談受付窓口となり、訪問相談へつなげます。
63	相談窓口や支援機関の 周知及び啓発 (子育て支援課)	ひきこもり等の相談窓口や支援機関をホームページ等に掲載し、支援に必要な情報を周知します。
<b>■ 障がいのある子ども・若者の支援</b>		
64	放課後等デイサービス (障がい者支援課)	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
65	障がい者 就労支援センター (障がい者支援課)	障がいのある人の一般就労を促進するために、相談や就労支援等を行い、自立と社会参加を応援します。また、障がいのある人の雇用を考えている企業・事業所への支援を行います。
66	就学奨励 (学務課)	特別支援学級(固定制、通級制、特別支援教室)で指導を受ける児童・生徒を対象に、経済的負担の軽減を図ります。
67	就学相談 (学務課)	特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に、就学相談室で就学相談を実施し、障がいの種類や程度に応じ、適切な教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 非行防止活動等の推進</b>		
68	社会を明るくする運動 (生活支援課)	犯罪や非行のない明るい社会を築く全国的な運動として、駅前広報活動や学校訪問活動、中学生による作文集の発行などを行います。
69	犯罪・薬物乱用防止教育 (指導課)	学級活動で非行・犯罪防止の指導を、また、薬剤師による薬物乱用防止などの教育指導を行います。
70	薬物乱用防止対策事業 (健康推進課)	薬物乱用防止ポスター、講演会等による啓発活動を実施します。
71	非行防止に関する啓発 (子育て支援課)	「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の啓発を行います。
<b>■ 児童虐待への対応</b>		
72	要保護児童 対策地域協議会〈再掲〉 (子育て支援課)	被虐待、養育困難など支援が必要な児童等に対して、関係機関が連携して効果的な対応を行います。
73	児童虐待防止に関する 啓発 (子育て支援課)	児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止に向けた啓発を行います。
<b>■ 児童養護施設退所者への支援</b>		
74	児童養護施設退所者への 支援情報の提供 (子育て支援課)	児童養護施設退所者を対象に、若者支援の情報をまとめたガイドブックなどを作成・配付するなど、情報提供を行います。また、市内児童養護施設への情報提供など連携を図ります。
<b>■ 子どもの貧困対策</b>		
→ 章末に別掲 (P82)		

施策の方向

家庭における親育ちを応援

基本目標 4 子ども・若者を支える家庭を支援します

家庭における親育ちを応援

経済的困難を抱える家庭に対する支援

適切な支援につなぐ相談機能の強化

親が自信を持って子どもに向き合い、子どもを支える家庭本来の力を発揮できるよう、家庭における親育ちを支援します。また、地域で親育ちを応援するため、子ども・若者の健全育成に関する市民への意識啓発を図ります。

施策の展開

■ 家庭教育の支援

子どもへの対応などについて親同士が学び合い、子育ての不安や悩みを解消する家庭教育の支援を推進します。



青少年健全育成講演会

■ 子ども・若者の健全育成に対する意識啓発

親や関係者に加え、広く市民を対象とした講演会など学習の機会を提供し、子ども・若者の健全育成に対する意識啓発を図ります。

■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 家庭教育の支援</b>		
75	家庭教育講座の開催 (公民館)	公民館各館で、家庭教育や子育てに関する講座を開催し、家庭教育の向上を図るとともに受講者の仲間づくりを支援します。
<b>■ 子ども・若者の健全育成に対する意識啓発</b>		
76	子ども・若者の健全育成に関する講演会等の開催 (地域学習支援課)	子育て中の親や青少年育成関係者、また広く市民を対象に、子ども・若者の健全育成や、子どもの権利・人権に関する講演会等の学習の機会を提供します。



## 経済的困難を抱える家庭に対する支援

基本目標 4 子ども・若者を支える家庭を支援します

家庭における親育ちを応援

経済的困難を抱える家庭に対する支援

適切な支援につなぐ相談機能の強化

経済的困難が子ども・若者に様々な制約や影響を与えることがないように、生活基盤の安定を図るため、子育て家庭への経済的な支援を行います。特に経済的困窮度が高いひとり親家庭への重層的な支援を行います。

### 施策の展開

#### ■ 経済的な支援

生活基盤の安定に資する経済的な支援を行います。

#### ■ ひとり親家庭への支援

経済的な支援だけではなく、ひとり親の就労による自立を目指した重層的な支援を行います。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 経済的な支援</b>		
77	就学援助〈再掲〉 (学務課)	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。
78	受験生チャレンジ支援貸付〈再掲〉 (生活支援課)	一定所得以下の世帯の中学校3年生、高校3年生の進学を支援することを目的に、学習塾費用や受験料を無利子で貸し付けます入学した場合、返済が免除されます。
79	小平市被保護者自立促進経費支給事業 (次世代育成支援・若年者社会参加支援) (生活支援課)	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校進学を目指す中学校既卒者及び高校生に、学習塾等の費用を支給します。生活保護受給世帯のニート・ひきこもりなど就労・社会参加意欲に乏しい若年層に対し、自立支援プログラム(就労支援・社会参加支援等)、自立支援の参加に必要な交通費、登録料、利用料を支給します。
80	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給 (生活支援課)	生活保護世帯の自立を支援する観点から、高等学校等へ就学し、卒業するまでに必要となる学用品費、交通費等の費用を支給します。
81	生活困窮者自立相談支援事業 (生活支援課)	失業や借金などにより生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が支援プランを作成し、就労支援や家計相談支援など自立に向けた支援を行います。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 経済的な支援</b>		
82	住居確保給付金の支給 (生活支援課)	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をすることなどを要件に、一定期間家賃相当額を支給することにより、住居の確保、及び就労に向けた支援を行います。
83	小平市被保護者 自立促進経費支給事業 (就労支援) (生活支援課)	生活保護受給者の就労を支援するため、就職面接時に必要なスーツや携帯電話購入費を支給します。
84	生活保護受給者に対する 就労支援 (生活支援課)	就労阻害要因がなく、意欲がある生活保護受給者に対し、自立支援員が、就労支援プログラムによる支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。
<b>■ ひとり親家庭への支援</b>		
85	ひとり親相談 (子育て支援課)	ひとり親家庭などの悩みごと（生活・住宅・離婚・養育・就労等）について、情報提供・相談支援を行います。
86	児童扶養手当 (子育て支援課)	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。
87	児童育成手当 (子育て支援課)	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当（育成手当）を支給します。
88	ひとり親家庭医療費助成 (子育て支援課)	ひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
89	母子・父子福祉資金貸付 (子育て支援課)	母子・父子家庭の方等を対象に、修学・就職・転宅など目的別に、必要額を限度額内で貸し付けます。
90	ひとり親家庭 ホームヘルプサービス (子育て支援課)	家事、育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣します。
91	ひとり親家庭自立支援 教育訓練給付金事業 (子育て支援課)	就職に必要な技能や資格を取得するために、指定された教育訓練講座を受講する場合に、講座費用の一部を1回に限り支給します。
92	ひとり親家庭高等職業 訓練促進給付金等事業 (子育て支援課)	就職に結びつく可能性の高い国家資格の取得を目指し養成機関で修業する場合に、一定の期間、訓練促進給付金を支給して生活の負担軽減を図ることで、自立のための資格取得を促進します。

No.	事業名	事業内容
<b>■ ひとり親家庭への支援</b>		
93	ひとり親家庭 自立支援プログラム (子育て支援課)	就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワーク等の関係機関が連携しながら支援します。
94	ひとり親家庭高等 学校卒業程度認定試験合格支援事業〈再掲〉 (子育て支援課) <b>新規</b>	最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。
<b>重点施策</b> 95	ひとり親家庭 学習支援事業〈再掲〉 (子育て支援課) <b>新規</b>	経済的な事情等により、学習塾などに通えないひとり親家庭の小学校6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。



## 適切な支援につなぐ相談機能の強化

基本目標 4 子ども・若者を支える家庭を支援します

家庭における親育ちを応援

経済的困難を抱える家庭に対する支援

適切な支援につなぐ相談機能の強化

身近で気軽に相談できる体制から一歩進め、相談者を適切な関係機関につなげられるよう、対応力の向上と相互の連携強化を図ります。

### 施策の展開

#### ■ 相談機能の強化

相談機関が互いの専門性と強みを共有し、相談者を適切な機関や支援につなげられるよう、機能の強化を図ります。



子ども家庭支援センター

#### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 相談機能の強化</b>		
96	子ども家庭支援センター 〈再掲〉 (子育て支援課)	児童虐待など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供などを行います。
97	子育て・女性相談 (子育て支援課、 市民協働・男女参画推進課)	子育てに関する悩み、家庭の問題、配偶者等からの暴力などの相談に応じます。
98	教育相談室 〈再掲〉 (指導課)	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じます。
99	生活困窮者 自立相談支援事業 〈再掲〉 (生活支援課)	失業や借金などにより、生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が支援プランを作成し、就労支援や家計相談支援など自立に向けた支援を行います。
100	民生委員児童委員への 支援 〈再掲〉 (生活支援課)	地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。



## 地域との連携の推進

基本目標 5 子ども・若者の成長を支える地域とその担い手が育つ環境を整備します

地域との連携の推進

安全・安心な環境の整備

地域における多様な担い手の活用と育成

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で見守り支えるため、関係機関・団体、事業者などの連携を推進します。

### 施策の展開

#### ■ 関係機関の連携強化

子ども・若者の現状や対応すべき課題、関係機関や支援者の持つ専門性や強みを共有し、連携を強化します。



要保護児童対策地域協議会

#### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 関係機関の連携強化</b>		
101	要保護児童対策地域協議会〈再掲〉 (子育て支援課)	被虐待、養育困難など支援が必要な児童等に対して、関係機関が連携して効果的な対応を行います。
重点施策 102	(仮称)子ども・若者 <sup>新規</sup> 地域支援協議会の設置 〈再掲〉 (子育て支援課)	子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく、困難を抱えた子ども・若者を支援するための、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するネットワークを構築します。

## 安全・安心な環境の整備

基本目標 5 子ども・若者の成長を支える地域とその担い手が育つ環境を整備します

地域との連携の推進

安全・安心な環境の整備

地域における多様な担い手の活用と育成

子ども・若者が地域で健やかに成長できるよう、子ども・若者を犯罪等の被害から守り、また、子ども・若者が自分の身を守ることができる安全・安心な環境を整備します。

### 施策の展開

#### ■ 地域安全活動等の推進

子ども・若者が犯罪や交通事故等の被害に遭わないよう、地域一体となって安全活動等を推進します。



交通事故再現型交通安全教室

#### ■ 有害情報等への対応

インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの適切な利用や、薬物乱用及び受動喫煙の防止を啓発する活動に取り組みます。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 地域安全活動等の推進</b>		
103	自主防犯組織育成事業 (地域安全課)	防犯パトロールや防犯に関する活動を行う自主防犯組織の育成を行います。
104	防犯情報の連絡体制の充実 (地域安全課、指導課)	子どもが犯罪の被害者にならないよう、不審者情報など市に提供のあった情報について、小・中学校等関係機関への迅速かつ適切な連絡体制を充実させます。
105	交通事故再現型交通安全教室 (スケアード・ストレイト) (交通対策課)	市立中学校で交通事故再現型交通安全教室を、中学校在学中に必ず1度は参加できるように実施します。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 有害情報等への対応</b>		
106	情報教育 ・情報モラル教育の推進 〈再掲〉 (指導課(小・中学校))	インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付ける取組を推進します。また、教科やセーフティ教室などで情報教育を進めます。
107	薬物乱用防止対策事業 〈再掲〉 (健康推進課)	薬物乱用防止ポスター、講演会等による啓発活動を実施します。
108	受動喫煙防止対策 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</span> (環境政策課・健康推進課)	受動喫煙から子どもを守るため、受動喫煙防止対策を推進するとともに、タバコのマナーの啓発を目的とした喫煙マナーアップキャンペーンを実施します。



薬物乱用防止講演会



## 地域における多様な担い手の活用と育成

基本目標5 子ども・若者の成長を支える地域とその担い手が育つ環境を整備します

地域との連携の推進

安全・安心な環境の整備

地域における多様な担い手の活用と育成

地域における子ども・若者の健やかな成長とそのため活動の充実を図るため、学習やスポーツ、遊びなど様々な分野で活躍している地域の人材を、子ども・若者の育成に携わる指導者として活用し、育成します。

### 施策の展開

#### ■ 地域の人材と資源の活用

様々な分野で活躍している人材を、子ども・若者の育成の指導者や支援者として活用するとともに、関係機関・団体の活動を支援します。



学校支援コーディネーター研修会

#### ■ 担い手となる人材の育成

地域における子ども・若者の健やかな成長を支える担い手を確保し育成するため、指導者や支援者としての素養を身に付け、資質や能力を向上させる取組を推進します。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 地域の人材と資源の活用</b>		
109	青少年対策地区委員会 活動の支援 (地域学習支援課)	地域の特長を活かした、活発で継続性のある活動の推進を支援します。
110	青少年委員活動の推進 (地域学習支援課)	市の青少年教育への協力、余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者や地域活動に対する支援等を行います。

No.	事業名	事業内容
<b>■ 地域の人材と資源の活用</b>		
111	民生委員児童委員への支援〈再掲〉 (生活支援課)	地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。
<b>重点施策</b> 112	「子ども食堂」のあり方の検討〈再掲〉 (子育て支援課、関係課) <span style="float: right;">新規</span>	市内の活動団体等や他の取組との連携、市としての関わりや支援など総合的に検討します。
<b>■ 担い手となる人材の育成</b>		
113	学校支援人材養成講座等の実施 (地域学習支援課)	地域と学校の連携・協働により、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を推進するため、学校支援人材を養成する講座・研修を実施します。
114	子ども・若者の健全育成に関する講演会等の開催〈再掲〉 (地域学習支援課)	子育て中の親や青少年育成関係者、また広く市民を対象に、子ども・若者の健全育成や、子どもの権利・人権に関する講演会等の学習の機会を提供します。
115	スポーツボランティアの育成 (文化スポーツ課)	スポーツ振興の担い手として、スポーツボランティアを発掘、育成するための研修会や講演会を開催します。また、市や体育協会の主催イベント等に役員として従事する機会を設け、実践する場を提供します。



民生委員児童委員



スポーツボランティア研修会

## 子どもの貧困対策

### 基本目標 3 子ども・若者に直接届く支援をします

子ども・若者に寄り添う相談体制の整備

学び・暮らしの支援

困難な状況ごとの支援

不登校、いじめ防止対策

ひきこもりの子ども・若者の支援

障がいのある子ども・若者の支援

非行防止活動等の推進

児童虐待への対応

児童養護施設退所者への支援

子どもの貧困対策

子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成 21（2009）年に 15.7%、平成 24（2012）年に 16.3%に上昇し、平成 27（2015）年に 13.9%と 12 年ぶりに改善しましたが、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は、50.8%と引き続き高い水準となっており、ひとり親世帯の過半数が貧困状態にあります。

このような中、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26（2014）年 1 月に施行されました。

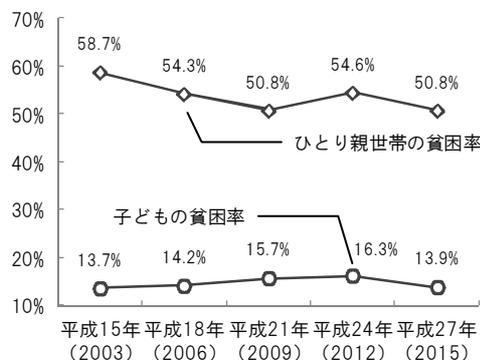
また、同年 8 月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等が定められました。

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖してしまうという問題を引き起こします。

このように、子どもたちの成長と将来が生まれ育った環境に左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会をつくるのが、次代を担う子どもに対する大人の責務です。

小平市は、子ども・若者計画に掲げた施策や乳幼児を対象とした子育て支援施策の中から、子どもの貧困の解消に資するものを、子どもの貧困対策として確実に取り組むことによって、子どもが夢と希望を持って自立できるまちを目指します。

【ひとり親世帯の貧困率（全国）】



【資料：国民生活基礎調査】

## ■ 施策 1 教育の支援

子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、学ぶ意欲を持ち、質の高い教育を受け、その能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、教育環境と学習支援体制を整備します。



小学校放課後子ども教室

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容	担当課
116	ひとり親家庭 学習支援事業〈再掲〉 <b>新規</b>	経済的な事情等により、学習塾などに通えないひとり親家庭の小学校6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。	子育て支援課
117	ひとり親家庭高等 学校卒業程度認定試験 合格支援事業〈再掲〉 <b>新規</b>	最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。	子育て支援課
118	私立幼稚園の補助金 (就園奨励費補助金、保護者補助金)	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、世帯の所得に応じて補助金を交付します。	保育課
119	生活困窮者 学習支援事業〈再掲〉	経済的な事情により、学習塾などに通えない生活困窮者世帯の小学校6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。	生活支援課
120	小平市被保護者 自立促進経費支給事業 (次世代育成支援・若年者社会参加支援) 〈再掲〉	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校進学を目指す中学校既卒者及び高校生に、学習塾等の費用を支給します。生活保護受給世帯のニート・ひきこもりなど就労・社会参加意欲に乏しい若年層に対し、自立支援プログラム(就労支援・社会参加支援等)、自立支援の参加に必要な交通費、登録料、利用料を支給します。	生活支援課
121	生活保護世帯に対する 健全育成事業	生活保護受給世帯の小学生、中学生に、夏季健全育成費、学童服等購入費、修学旅行支度金等を支給します。	生活支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
122	受験生チャレンジ支援貸付〈再掲〉	一定所得以下の世帯の中学校3年生、高校3年生の進学を支援することを目的に、学習塾費用や受験料を無利子で貸し付けます。入学した場合、返済が免除されます。	生活支援課
123	コミュニティスクール推進事業	学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。	指導課
124	キャリア教育の推進	児童・生徒に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるため、キャリア教育を推進します。	指導課
125	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置〈再掲〉	児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また、学校と関係機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒を総合的に支援します。	指導課
126	教育相談室〈再掲〉	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じます。	指導課
127	就学援助〈再掲〉	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。	学務課
128	就学奨励〈再掲〉	特別支援学級（固定制、通級制、特別支援教室）で指導を受ける児童・生徒を対象に、経済的負担の軽減を図ります。	学務課
129	小平市育英資金〈再掲〉	勉学の機会を与え有用な人材育成を図るため、公立中学校に在学し、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、学費の補助として補助金を給付します。	学務課
130	小学校 放課後子ども教室	市立小学校において、地域の人材を活用した放課後等の安全・安心な居場所の提供を実施します。	地域学習支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
131	中学校 放課後学習教室 〈再掲〉	市立中学校において、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施します。	地域学習支援課
132	土曜子ども広場 「友・遊」〈再掲〉	小・中学生を対象に、自由で安全な居場所を開設し、ボランティアによる小学生の学習支援を行います。	公民館

## ■ 施策 2 生活の支援

貧困状態にある家庭は、心身の健康、家庭、人間関係など、複雑で多様な問題を複合的に抱えていることが少なくありません。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、様々な面から生活を支援します。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容	担当課
133	子どもショートステイ事業	保護者の疾病・出産・冠婚葬祭への参加・仕事による出張などで家庭において養育ができない2歳児から中学生までを、一時的に小平市が指定する施設で養育します。	子育て支援課
134	養育支援訪問事業	育児に困難がある家庭を対象に、養育に関する専門的相談のほか、ヘルパーを派遣し、育児・家事支援を行います。	子育て支援課 健康推進課
135	ひとり親家庭 ホームヘルプサービス 〈再掲〉	家事、育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣します。	子育て支援課
136	「子ども食堂」の あり方の検討 〈再掲〉	市内の活動団体等や他の取組との連携、市としての関わりや支援など総合的に検討します。	子育て支援課 関係課
137	生活困窮者自立相談 支援事業 〈再掲〉	失業や借金などにより、生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が支援プランを作成し、就労支援や家計相談支援など自立に向けた支援を行います。	生活支援課
138	住居確保給付金の支給 〈再掲〉	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを要件に、一定期間家賃相当額を支給することで、住居の確保、及び就労に向けた支援を行います。	生活支援課
139	乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育に関する相談に応じ助言を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握することにより、子育ての孤立化を防ぎ、乳児を健やかに育成できる環境を整備します。	健康推進課

## ■ 施策 3 保護者に対する就労支援

保護者の就労は、生活の安定を図るとともに、働く姿に子どもが接することで勤労観の育成にもつながるなど、教育的にも大きな意義があることから、保護者自身の状況に応じた就労支援を行います。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容	担当課
140	ひとり親家庭 自立支援プログラム 〈再掲〉	就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワーク等の関係機関が連携しながら支援します。	子育て支援課
141	ひとり親家庭自立支援 教育訓練給付金事業 〈再掲〉	就職に必要な技能や資格を取得するために、指定された教育訓練講座を受講する場合に、講座費用の一部を1回に限り支給します。	子育て支援課
142	ひとり親家庭高等職業 訓練促進給付金等事業 〈再掲〉	就職に結びつく可能性の高い国家資格の取得を目指し養成機関で修業する場合に、一定の期間、訓練促進給付金を支給して生活の負担軽減を図ることで、自立のための資格取得を促進します。	子育て支援課
143	生活保護受給者 に対する就労支援 〈再掲〉	就労阻害要因がなく意欲がある生活保護受給者に対し、自立支援員が、就労支援プログラムによる支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。	生活支援課
144	小平市被保護者自立 促進経費支給事業 (就労支援) 〈再掲〉	生活保護受給者の就労を支援するため、就職面接時に必要なスーツや携帯電話購入費を支給します。	生活支援課
145	住居確保給付金の支給 〈再掲〉	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを要件に、一定期間家賃相当額を支給することで、住居の確保、及び就労に向けた支援を行います。	生活支援課
146	生活困窮者 自立相談支援事業 〈再掲〉	失業や借金などにより、生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が支援プランを作成し、就労支援や家計相談支援など自立に向けた支援を行います。	生活支援課

## ■ 施策 4 経済的支援

経済的支援は、貧困状態にある家庭の生活基盤の安定に資することから、必要な家庭に、もれなく提供されるよう、確実に実施します。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容	担当課
147	児童扶養手当〈再掲〉	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
148	児童育成手当〈再掲〉	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当（育成手当）を支給します。	子育て支援課
149	ひとり親家庭医療費助成〈再掲〉	ひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	子育て支援課
150	母子・父子福祉資金貸付〈再掲〉	母子・父子家庭の方等を対象に、修学・就職・転宅など目的別に、必要額を限度額内で貸し付けます。	子育て支援課
151	女性福祉資金貸付	配偶者がいない女性で、親や20歳以上の子を扶養している、または20歳未満の子を扶養したことがある方等の自立に向け、必要な資金を貸し付けます。	子育て支援課
152	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〈再掲〉	<b>新規</b> 最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。	子育て支援課
153	私立幼稚園の補助金 (就園奨励費補助金、保護者補助金) 〈再掲〉	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、世帯の所得に応じて補助金を交付します。	保育課
154	小平市被保護者自立促進経費支給事業 (次世代育成支援・若年者社会参加支援) 〈再掲〉	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校進学を目指す中学校既卒者及び高校生に、学習塾等の費用を支給します。生活保護受給世帯のニート・ひきこもりなど就労・社会参加意欲に乏しい若年層に対し、自立支援プログラム（就労支援・社会参加支援等）、自立支援の参加に必要な交通費、登録料、利用料を支給します。	生活支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
155	住居確保給付金の支給 〈再掲〉	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をすることなどを要件に、一定期間家賃相当額を支給することで、住居の確保、及び就労に向けた支援を行います。	生活支援課
156	生活保護世帯に対する 健全育成事業 〈再掲〉	生活保護受給世帯の小学生、中学生に、夏季健全育成費、学童服等購入費、修学旅行支度金等を支給します。	生活支援課
157	受験生チャレンジ支援 貸付 〈再掲〉	一定所得以下の世帯の中学校3年生、高校3年生の進学を支援することを目的に、学習塾費用や受験料を無利子で貸し付けます。入学した場合、返済が免除されます。	生活支援課
158	生活保護制度に係る 高等学校等就学費の 支給 〈再掲〉	生活保護世帯の自立を支援する観点から、高等学校等へ就学し、卒業するまでに必要な学用品費、交通費等の費用を支給します。	生活支援課
159	就学援助 〈再掲〉	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。	学務課
160	就学奨励 〈再掲〉	特別支援学級（固定制、通級制、特別支援教室）で指導を受ける児童・生徒を対象に、経済的負担の軽減を図ります。	学務課
161	小平市育英資金 〈再掲〉	勉学の機会を与え有用な人材育成を図るため、公立中学校に在学し、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、学費の補助として補助金を給付します。	学務課

## 施策展開における共通課題とそれに対する取組

経済的に困難を抱えている可能性のある家庭は、外からは見えにくく周囲が気づきにくい状況にあります。また、支援が必要な状況にもかかわらず、自らは助けを求めず隠そうとしたり、社会的に孤立していて支援を拒んだりと、一層困難な状況に置かれてしまうこともあります。

そのような家庭に様々な場面で早期に気づき、具体的な支援にもれなくつなぐことが、子どもの貧困対策を進めるうえで不可欠です。

小平市では、支援が必要な家庭の状況に「**気づき**」、給付やサービス提供などの支援に「**もれなく**」「**つなぐ**」ために、以下の3点に取り組みます。

### 支援対応の充実

子どもの貧困対策は、施策1から4に掲げた教育、福祉、子育て支援などの分野にわたる多種多様なものとなっており、その中には、子どもの貧困対策であることがわかりにくい施策もあります。

したがって、施策の担当課においては、当該施策が子どもの貧困対策でもあることを十分認識したうえで、支援が必要な家庭が、サービスの内容を知り、相談や申込みを経て、実際にサービスを受けられるよう、周知や案内の徹底を図るとともに、状況によっては手続きを援助するなど、対応を充実させます。

### 関係者への情報提供の充実

支援が必要な家庭に接するのは、サービスを熟知した相談員や窓口の職員だけではありません。むしろ、子どもや家庭の変化やSOSにいち早く気づくことができるのは、普段関わっている保育園や学校、地域の関係機関・団体の方々です。

これらの関係者に、支援が必要な家庭をサービスや支援者につなげてもらえるよう、サービス内容や申込み、相談先などの情報提供を充実させます。

### 支援者の連携の強化

子どもの貧困対策が分野を超えて多岐にわたるのは、支援が必要な家庭が抱える問題の背景や要因、与える影響が複雑かつ多様で複合的であることが少なくないからです。

したがって、支援に当たっては、教育、生活、健康、就労、経済面など重層的にサービスを提供できるよう、関係者や支援者の連携をより一層強化します。

## 計画の推進

5-1 推進体制

5-2 計画の進行管理



# 5-1

## 第5章 計画の推進

### 推進体制

#### 1 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会

小平市の子ども・若者育成支援施策に関わる課で構成する「小平市子ども・若者計画庁内検討委員会」において、調整及び連携協力を図り、本計画を総合的・体系的に推進します。

#### 2 地域・関係団体等との連携

子ども・若者育成支援施策は、対象範囲・分野が多岐にわたるとともに、困難を抱える子ども・若者の問題は複雑・多様であることから、関係機関をはじめ、民間団体や事業者など多様な主体と連携しながら、施策を推進します。

また、子ども・若者の問題への市民の関心を高め、その成長と自立を地域で応援する本計画の理念の浸透を図ります。

#### 3 国・東京都との連携

本計画に掲げた子ども・若者育成支援施策には、国・東京都の制度に基づくものも少なくありません。子ども・若者育成支援推進法第4条は、市の責務として、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、子ども・若者育成支援施策を策定し、実施することとしており、今後も国及び東京都の動向を注視し、必要な連携を図りながら施策を推進します。

# 5-2

## 第5章 計画の推進

### 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、「小平市子ども・若者計画庁内検討委員会」において施策の推進状況の確認を行い、その結果を市民に公表するとともに、「小平市青少年問題協議会」に報告し、意見を伺います。



小平市青少年問題協議会



# 資料編

用語解説

子ども・若者育成支援推進法

子どもの貧困対策の推進に関する法律

小平市青少年問題協議会条例

小平市青少年問題協議会 委員名簿

小平市子ども・若者計画庁内検討委員会設置要綱

小平市子ども・若者計画庁内検討委員会 構成課

小平市子ども・若者計画策定経過



# 用語解説

## か行

### 学習支援事業

家庭の経済的な事情により、学習塾などに通えない子どもを対象に、学習の習熟状況及び希望に応じて必要な学習に関する支援、居場所を提供するもの。

### 学校支援ボランティア

子どもたちや学校を支援するために、学校が必要とする教育活動や環境整備、登下校時の見守りなどの活動を行う。

### 教育相談室

幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じる。

### 国勢調査

統計法に基づき日本に住む全ての人・世帯を対象として5年に一度実施する統計調査。日本の人口や世帯の実態を把握し、行政上の施策への利用等様々な活用がされている。

### こだいら生活相談支援センター

経済的な心配や課題の相談に応じる窓口で、活用できる制度や事業の案内、関係機関への紹介を行う。

### 小平よさこいスクールダンスフェスティバル

市立小学校区のチームを中心に、多世代が参加し交流を図るダンスフェスティバル。大学生などが企画運営に参加することで、地域に若い力の活躍の場を提供している。

### 子ども家庭支援センター

児童虐待など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供などを行う。

### 子ども食堂

経済的な事情により家庭で十分な食事がとれない子どもや、家庭における共食が難しい子どもなど様々な事情を抱えた子どもやその保護者、地域の人々等に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する地域住民等による取組。

### 子どもの相対的貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合。国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいい、「貧困線」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの）を世帯員数の平方根で割ったもの）の中央値の半分の額をいう。

### こども110番のいえ

子ども達が地域で危険に遭遇したときや困りごとがあるときに、安心して立ち寄れる民間協力の拠点。

### 子供・若者育成支援推進大綱

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、閣僚により構成されている「子ども・若者育成支援推進本部」が決定した、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針。

## 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の総合的推進と社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的に、平成 22 年 4 月 1 日に施行された法律。

## さ行

### 児童育成手当

ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るために 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童を養育している人に手当を給付する東京都の制度。

### 児童虐待

保護者（親、または親に代わる養育者）によって 18 歳未満の子どもに加えられる、心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。

虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の 4 種類に分類される。

### 児童手当

家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的として 0 歳から中学校卒業までの児童を養育している人に手当を給付する国の制度。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るために、18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童を養育している人に手当を支給する国の制度。

### 姉妹都市小平町との少年少女交歓交流事業

国際児童年（昭和 54 年）を契機としてはじめた姉妹都市である北海道小平町との交流事業。少年少女が宿泊などの共同活動を通じて、親睦・交流と両市町の理解を深めるとともに、見聞を広め、郷土社会の発展に寄与することを目的とする。

## 就学援助

経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等を援助する制度。

### 主任児童委員

児童委員の中から指名された児童に関する専門的知識・経験を有している人で、児童に関する相談・支援を担当し、いじめや子育て不安などの相談に応じて子ども家庭支援センターや児童相談所、学校などと連携を行う。

### 小学校放課後子ども教室

市立小学校において、すべての子どもを対象に、地域の人材を活用した放課後等の安全・安心な居場所を提供する事業。学習、スポーツ、文化・芸術活動や、世代間交流の場となっている。

### スクールカウンセラー

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する人で、小学校を中心に配置され、児童・生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を行う。

### スクールソーシャルワーカー

教育・社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する人で、定期的に学校を訪問し、問題を抱えた児童・生徒に対してその児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築等の支援を行う。

### 生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進のため、個々の状況に応じて相談や就労に向けた訓練、子どもの学習支援などの支援を行う制度。

## 生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

保護率（生活保護世帯率、‰（パーミル）、人口千対）は「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在の人口（総人口）」×1,000で算出。

## 青少年委員

青少年の健やかな成長を願う有志の活動者として、小平市の青少年教育への協力や、地域の青少年活動の支援などを行う。

## 青少年対策地区委員会

青少年の健やかな成長を願って活動する地域住民による行政協力団体。小平市では、小学校通学区域（19校）を地区単位として設置されている。

## 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、市長の附属機関として設置され、青少年に関する総合的施策について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。

## 青少年リーダー養成講座

青少年が地域活動に進んで参加するための資質や技術を育成し、修了者が青少年のリーダーとして活躍できる素養を身に付ける講座。

## た行

### 多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル

多摩北部都市広域行政圏域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）を対象とした高校生による高校生のためのダンスフェスティバル。

## 中学校放課後学習教室

市立中学校において、すべての生徒を対象に、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を行う事業。各学校のニーズに応じた取組が行われている。

## ティーンズ相談室

市内在住の中学1年生から19歳までの人を対象に、人間関係や進路など、生活上困っていることや悩んでいることについて、電話・メール・面談で相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関への同行支援等を行う。

## 東京しごとセンター

東京都内での雇用・就業を支援するために東京都が設置した、仕事に関する相談やセミナー、能力開発、求人職業紹介などを行う機関。

## な行

### ニート（若年無業者）

15歳から34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。ニートとは、Not in Education、Employment or Trainingを略したものの。

## は行

### ハローワーク

求人情報の紹介や求職者からの相談、事業主への人材の紹介、雇用保険事務手続き等を行う機関。

### ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよ

い)を指す現象概念。

## ひとり親世帯

国勢調査では、未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どもの一般世帯をいう。

## 不登校

年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒で、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にある人。(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)

## フリーター

厚生労働省では、15歳から34歳までの学生・主婦を除く若者のうち、「アルバイト」や「パート」で就業し、継続就業年数が1年から5年未満までの男性や、未婚で仕事を主に行っている女性、現在無職で家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する人。

## 防災・防犯緊急情報メールマガジン

災害の発生した緊急時や犯罪発生時などに、市からメールマガジンで防災・防犯緊急情報の配信を行う。

## ま行

### 民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の相談に応じたり、必要な援助を行ったりするなど、社会福祉の増進に努める役割を担っており、「児童委員」を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援

等を行う。

## や行

### 養護相談

父または母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。

### 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置され、虐待を受けている児童をはじめとする保護や支援を必要とする児童等の適切な保護を図るため、関係機関が情報交換や協議を行う。

## アルファベット

### DV

「ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)」の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々な形態が存在し、何種類かの暴力が重なって起こっていることが多くある。

# 子ども・若者育成支援推進法

平成二十一年七月八日 法律第七十一号

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
第三章	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
第四章	子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
第五章	罰則（第三十四条）
	附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

### （基本理念）

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる

事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

### （国の責務）

**第三条** 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （法制上の措置等）

**第五条** 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### （年次報告）

**第六条** 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

### （子ども・若者育成支援施策の基本）

**第七条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （子ども・若者育成支援推進大綱）

**第八条** 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### （都道府県子ども・若者計画等）

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内に

おける子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### （国民の理解の増進等）

**第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

#### （社会環境の整備）

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （意見の反映）

**第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### （子ども・若者総合相談センター）

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

#### （地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

#### （関係機関等による支援）

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。

- 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

#### (関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

#### (調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

#### (人材の養成等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、支援が適切

に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (子ども・若者支援地域協議会)

**第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

#### (協議会の事務等)

**第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

#### (子ども・若者支援調整機関)

**第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

#### (子ども・若者指定支援機関)

**第二十二条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

#### (指定支援機関への援助等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

#### (秘密保持義務)

**第二十四条** 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

**第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

#### (設置)

**第二十六条** 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

#### (所掌事務等)

**第二十七条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

#### (組織)

**第二十八条** 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

**(子ども・若者育成支援推進本部長)**

**第二十九条** 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

**(子ども・若者育成支援推進副本部長)**

**第三十条** 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

**(子ども・若者育成支援推進本部員)**

**第三十一条** 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

**(資料提出の要求等)**

**第三十二条** 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

**第三十三条** 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

**第五章 罰則**

**第三十四条** 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**附 則 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十一年政令第二八〇号で平成二十二年四月一日から施行）

**(検討)**

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成二十五年六月二十六日 法律第六十四号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本的施策（第八条—第十四条）
- 第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

### （基本理念）

**第二条** 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （国の責務）

**第三条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する

責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

**第五条** 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

### （法制上の措置等）

**第六条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### （子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

**第七条** 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### （子どもの貧困対策に関する大綱）

**第八条** 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困

に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

#### (都道府県子どもの貧困対策計画)

**第九条** 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (教育の支援)

**第十条** 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活の支援)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### (保護者に対する就労の支援)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### (経済的支援)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### (調査研究)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

#### (設置及び所掌事務等)

**第十五条** 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

#### **(組織等)**

**第十六条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### **附 則 抄**

#### **(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四号で平成二六年一月一七日から施行)

#### **(検討)**

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 小平市青少年問題協議会条例

昭和36年条例第7号

## (設置)

**第1条** 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として小平市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (組織)

**第2条** 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 市民 7人以内
- (2) 青少年に関係する団体を代表する者 5人以内
- (3) 学校教育の関係者 2人以内
- (4) 学識経験のある者 1人
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

## (委員の任期)

**第3条** 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第5条** 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議会を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

**第6条** 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

## (委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則（昭和36年3月23日・昭和36年条例第7号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

## 附則（平成元年3月27日・昭和63年条例第25号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

## 附則（平成12年3月28日・平成12年条例第10号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

## 附則（平成26年12月25日・平成26年条例第28号）

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 附則（平成28年12月21日・平成28年条例第22号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条から第8条までの改正規定は、公布の日から施行する。

## 小平市青少年問題協議会 委員名簿

任期:平成28年4月1日～平成29年3月31日

任期:平成29年4月1日～平成31年3月31日

役職	氏名	所属等	氏名	所属等
会長	若林 彰	帝京大学教育学部初等教育学科教授	若林 彰	帝京大学教育学部初等教育学科教授
副会長	緑川 多喜男	小平市青少年対策地区委員会代表者協議会 会長	井上 昭子	小平市青少年対策地区委員会代表者協議会 会長
委員	小川 正	東京都多摩小平保健所生活環境安全課長	磯貝 京子	市民
委員	鏑木 美知子	小平市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	鏑木 美知子	小平市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)
委員	菅野 成美	市民	亀田 菜月	市民
委員	木下 佳祐	市民	久下 幸廣	北多摩北地区保護司会小平分区 分区長
委員	小寺 浩子	小平市青少年委員会 会長	栗林 昭彦	小平市立小平第一中学校 校長
委員	清水 秀人	警視庁小平警察署生活安全課長	小寺 浩子	小平市青少年委員会 会長
委員	鈴木 美砂	小平市立小学校PTA連合会 理事長	清水 秀人	警視庁小平警察署生活安全課長
委員	田口 正治	東京都小平児童相談所 所長	菅田 弘之	東京都小平児童相談所 所長
委員	西 俊幸	小平市立小平第九小学校 校長	高野 学	都立小平西高等学校 校長
委員	藤井 みどり	小平市立中学校PTA連合会 会長	高橋 雅子	市民
委員	星野 実	小平市立小平第二中学校 校長	武島 ゆう子	市民
委員	宮崎 照夫	北多摩北地区保護司会小平分区 分区長	田中 美乃里	市民
委員	宮野 聡	都立小平高等学校 校長	野口 重光	社会福祉法人東京サレジオ学園 園長
委員	森 果南子	市民	村田 明美	市民
委員			若林 直司	市民

(敬称略)

# 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会設置要綱

平成28年4月21日 制定

## (設置)

**第1条** 小平市子ども・若者計画（以下「計画」という。）の策定及び推進について検討を行うために、小平市子ども・若者計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

## (構成)

**第3条** 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集等)

**第5条** 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (検討部会)

**第6条** 委員会の検討事項について調査及び研究を行い、事務の円滑な推進を図るため、委員会に検討部会（以下「部会」という。）を

置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員長が別に定める。
- 3 部会に、委員長が構成員のうちから指名する部会長を置く。
- 4 部会長は、会議を総理し、部会の議長となる。
- 5 部会に、その必要に応じて、委員長が構成員のうちから指名する副部会長を置くことができる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (報告)

**第7条** 部会長は、部会の検討等の結果を委員会に報告しなければならない。

## (庶務)

**第8条** 委員会及び部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課が処理する。

## (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## (施行期日)

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

## 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会 構成課

役 職	職 務 名
委 員 長	子ども家庭部長
副 委 員 長	子ども家庭部 家庭支援担当課長
委 員	企画政策部 政策課長
委 員	総務部 地域安全課長
委 員	市民部 市民相談課長
委 員	地域振興部 市民協働・男女参画推進課長
委 員	地域振興部 産業振興課長
委 員	地域振興部 文化スポーツ課長
委 員	子ども家庭部 子育て支援課長
委 員	子ども家庭部 保育課長
委 員	健康福祉部 生活支援課長
委 員	健康福祉部 障がい者支援課長
委 員	健康福祉部 健康推進課長
委 員	環境部 環境政策課長
委 員	環境部 水と緑と公園課長
委 員	教育部 学務課長
委 員	教育部 指導課長
委 員	教育部 地域学習支援課長
委 員	教育部 中央公民館長
委 員	教育部 中央図書館長

( 8 部19課)

# 小平市子ども・若者計画策定経過

## 1 小平市青少年問題協議会における審議経過

### (1) 平成28年度

開催日	内容
平成28年6月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の基本方針について</li> <li>・子ども・若者を取り巻く状況等について</li> </ul>
平成28年8月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市子ども・若者の意識・実態調査の調査概要について</li> <li>・平成28年度の青少年に関する主な事業の概要について</li> </ul>
平成28年10月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次小平市青少年育成プランの平成27年度推進状況</li> <li>・小平市子ども・若者の意識・実態調査の調査票(案)について</li> </ul>
平成29年3月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市子ども・若者の意識・実態調査結果について</li> </ul>

### (2) 平成29年度

開催日	内容
平成29年4月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市青少年問題協議会の概要について</li> <li>・小平市子ども・若者計画策定の基本方針について</li> <li>・小平市子ども・若者の意識・実態調査の結果について</li> </ul>
平成29年6月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市子ども・若者計画の骨子案(構成案)について</li> <li>・統計・調査から見える子ども・若者の現状について</li> </ul>
平成29年8月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者計画における現状分析と主な課題について</li> <li>・子ども・若者計画の体系案について</li> <li>・子ども・若者計画の基本理念と視点について (フリートーキング)</li> </ul>
平成29年11月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次小平市青少年育成プランの平成28年度推進状況について</li> <li>・小平市子ども・若者計画の素案について</li> </ul>
平成30年2月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見公募手続の実施結果について</li> <li>・小平市子ども・若者計画(案)について</li> </ul>

## 2 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会における検討経過

### (1) 平成28年度

開催日	内 容
平成28年5月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内検討委員会について</li> <li>・ 計画策定の基本方針について</li> <li>・ 庁内検討部会について</li> </ul>
平成28年8月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平市子ども・若者の意識・実態調査の調査概要について</li> </ul>
平成28年10月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平市子ども・若者の意識・実態調査の調査票(案)について</li> </ul>
平成29年2月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平市子ども・若者の意識・実態調査の結果について</li> </ul>

### (2) 平成29年度

開催日	内 容
平成29年6月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計・調査から見える子ども・若者の現状について</li> <li>・ 子ども・若者計画の骨子案(構成案)について</li> </ul>
平成29年8月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状分析と主な課題について</li> <li>・ 子ども・若者計画体系(案)について</li> </ul>
平成29年10月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・若者計画の素案について</li> </ul>
平成30年1月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民意見公募手続の実施結果について</li> <li>・ 小平市子ども・若者計画(案)について</li> </ul>

## 3 計画素案に対する市民意見公募手続の実施状況

実施期間	平成29年11月20日(月)～12月19日(火)
閲覧場所	市役所1階市政資料コーナー、市役所2階子育て支援課、東部・西部出張所、児童館、ティーンズ相談室、市ホームページ
提出の方法	持参(市役所2階子育て支援課)、送付、市ホームページ、電子メール、ファクシミリ



## 小平市子ども・若者計画

子ども・若者が夢と希望をもって、  
自分らしく自立し躍動できる こだいら をめざして

---

平成 30 年 3 月 発行

編集・発行 小平市子ども家庭部子育て支援課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目 1,3 3 3 番地

TEL : 042-346-9815

FAX : 042-346-9200

E-mail : [kosodateshien@city.kodaira.lg.jp](mailto:kosodateshien@city.kodaira.lg.jp)

¥ 6 0 0 -

---





# 小平市 子ども・若者計画

子ども・若者が夢と希望をもって、  
自分らしく自立し躍動できる こだいら をめざして

